

# 川棚町公共施設等総合管理計画

【改訂版】

令和4年3月

川 棚 町



## 目 次

第 1 章	基本的事項	1
§ 1.	はじめに	1
§ 2.	計画期間	2
§ 3.	計画の位置づけ	3
第 2 章	本町の概要	4
§ 1.	本町の概要	4
§ 2.	現状や課題に関する基本認識	5
§ 3.	対象施設	11
第 3 章	維持管理・更新に係る経費	20
§ 1.	公共施設等の維持管理・更新等にかかる経費の見込み	20
§ 2.	公共施設及びインフラ施設の更新費用の推計	24
第 4 章	公共施設の管理に関する基本的な考え方	25
§ 1.	公共施設管理に関する方針	25
§ 2.	数値目標	31
第 5 章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	32
§ 1.	公共施設(建築物)	32
§ 2.	公共施設(インフラ系施設)	44
第 6 章	全庁的な取り組み体制の構築	46
§ 1.	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方	46
§ 2.	財政との連携及び地方公会計の活用	46
§ 3.	PDCA サイクルの推進等にかかる方針	46
§ 4.	PDCA のマネジメントサイクルに基づいた計画の見直し	46



# 第1章 基本的事項

## § 1. はじめに

### 背景と目的

川棚町（以下「本町」という。）における道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産を含む公共施設等は、老朽化が進んでおり、今後、維持・修繕等に要する費用の増加に加え、多額の経費を伴う大規模改修や建替えなどの施設の更新を必要とするものが発生してきており、こうした更新の需要がますます増加するものと見込まれます。

一方、少子高齢化・人口減少が進む中、町税収入をはじめ町歳入全体の大幅な伸びも期待できない中、扶助費等の増加が進んでおり、こうした厳しい財政状況の中、現有する公共施設の更新について、中長期的な視点で財政負担の平準化を図りながら、計画的に進めることが求められています。

国においては平成 25 年 11 月に、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象として、その維持管理・更新等を戦略的に進めるための方向性を示す基本的な計画として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、適切な措置を講じるよう求めてきたところです。

また、こうした流れを受け、総務省は平成 26 年 4 月に、地方公共団体に対して、国の動きに歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請し、併せて、その策定の指針「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」が示されたところです。

このような状況を踏まえ、本町における公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点から公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的方針を示すものとして、川棚町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

この総合管理計画は、令和 3 年度で計画期間の第 1 期の中間年を迎えることと、令和 2 年 3 月に総合管理計画に基づく川棚町公共施設等個別施設管理計画（以下「個別管理計画」といいます。）を策定したことに加え、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂」（平成 30 年 2 月、総務省通知）による国の要請により、計画の継続的な見直し・充実等が求められていることから、総合管理計画の見直しを行い、川棚町公共施設等総合管理計画（改訂版）（以下「本計画」という。）を策定しました。

## § 2. 計画期間

本計画の期間は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、2017年度（平成29年度）を初年度とし、2056年度（令和38年度）までの40年間と設定します。

当初の2017年度（平成29年度）から2026年度（令和8年度）までの10年を第1期として、以後10年間ごとに第2期～第4期に分け、川棚町の公共施設についての計画について検討するものとします。

本計画のローリングについては、期(10年)ごとに見直しを行うことを基本としますが、5年で各所管において個別計画等の策定をおこなったことより、本計画による見直しを実施するものとします。上位関連計画や社会情勢の大きな変化、また歳入歳出の状況や制度の変更など、試算の前提条件における変更が生じた場合においても適宜見直しを行うものとします。

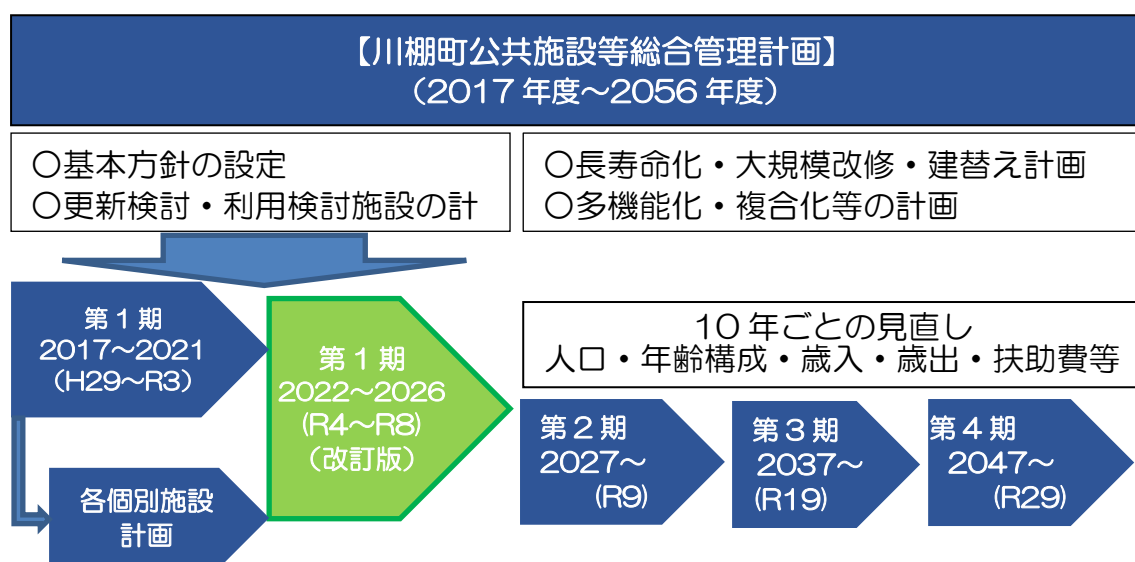


図 計画期間のイメージ

図 関連する個別施設計画期間

各個別施設計画	第1期	第2期	第3期	第4期
公共施設等個別施設管理計画	2020～2029	2030～	2040～	2050～
学校施設長寿命化計画	2020～2029	2030～	2040～	2050～
公営住宅等長寿命化計画	2021～2030	2031～	2041～	2051～

### § 3. 計画の位置づけ

本計画は、「第6次川棚町総合計画」の下位計画であり、「第2期川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動して、各政策分野の中で公共施設の取組みに対して横断的な指針を提示するものです。また、個別の施設を対象として策定されています。「川棚町公共施設等個別施設管理計画」「川棚町学校施設長寿命化計画」「川棚町公営住宅等長寿命化計画」及び「川棚町橋梁長寿命化修繕計画」等の各計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を検証することとします。

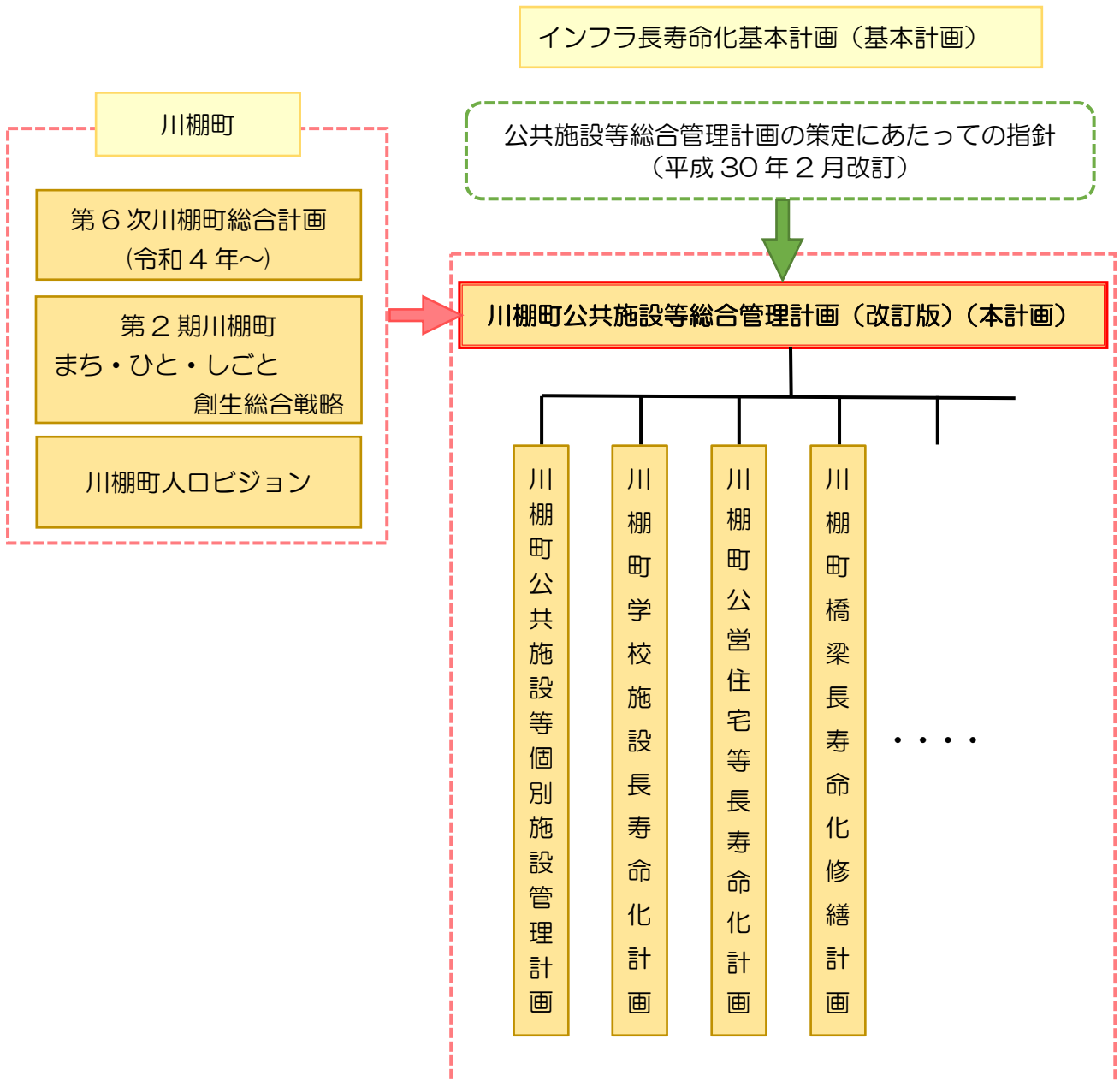


図 本計画の位置づけ

## 第2章 本町の概要

### §1. 本町の概要

本町は、長崎県の中央に位置し、波静かな大村湾に面した温暖な地です。

面積は 37.34 km<sup>2</sup>で東西に長く、町の東には標高 608mの秀峰・虚空蔵山がそびえ、これを源とする石木川が美しい川棚川と合流し、まちの中央部を流れながら波静かな大村湾に注いでいます。その清らかな流れと豊富な水量は、緑深い山々や美しい海と調和し、長い歴史のなかで人々の生活を支え、暮らしに潤いを与えてきました。

西には大村湾に大きく突き出た大崎半島があり、付近に小島が点在して屈曲に富み、県立自然公園に指定される風光明媚なところです。



図 本町の位置図

資料：国土交通省 国土数値情報  
国土地理院 地理院タイル



## § 2. 現状や課題に関する基本認識

### 1. 人口と世帯数の推移

本町の令和 2 (2020) 年国勢調査における人口は 13,377 人、世帯数 5,195 世帯で、平成 12 年をピークに人口は減少、世帯数は増加しています。

世帯当たり人員は、減少を続け、令和 2 年では 1 世帯当たり 2.57 人となり、核家族化が進行しています。

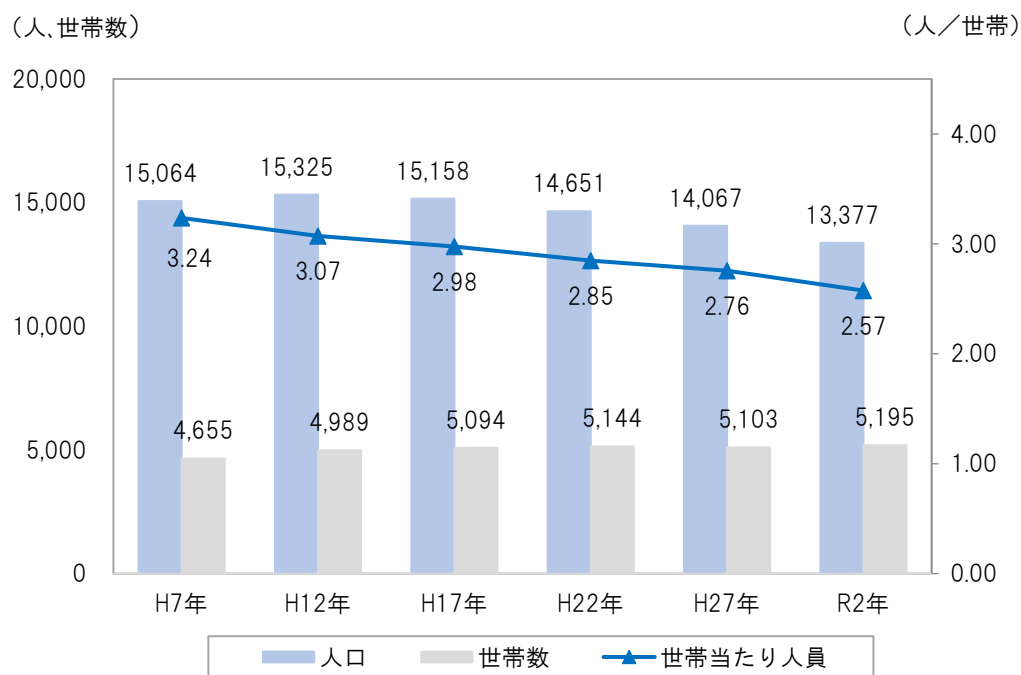


図 人口・世帯数の推移

## 2. 年齢別人口の推移

令和2年における本町の年齢区分別人口は、15歳未満が1,723人（12.5%）、15～64歳が7,195人（53.8%）、65歳以上が4,411人（32.8%）です。

年齢区分別の割合で見ると、65歳以上人口の割合が年々増加し、平成12年には15歳未満人口比を上回り、少子高齢社会に突入し、令和2年では3人に1人が高齢者となりました。

また、令和2年の年齢区分別の人口を長崎県全体と比較すると、3区分ともほぼ同様の割合となっています。

表 年齢区分別人口の推移

年	人口	年齢区分別			備考
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	
平成2年	14,599	3,055	9,298	2,246	
平成7年	15,064	2,850	9,618	2,596	
平成12年	15,311	2,580	9,752	2,979	
平成17年	15,158	2,376	9,398	3,384	
平成22年	14,649	2,187	8,757	3,686	
平成27年	14,067	1,918	7,999	4,150	
令和2年	13,377	1,723	7,195	4,411	不詳48人
長崎県令和2年	1,312,317	164,303	706,077	430,353	不詳11,584人

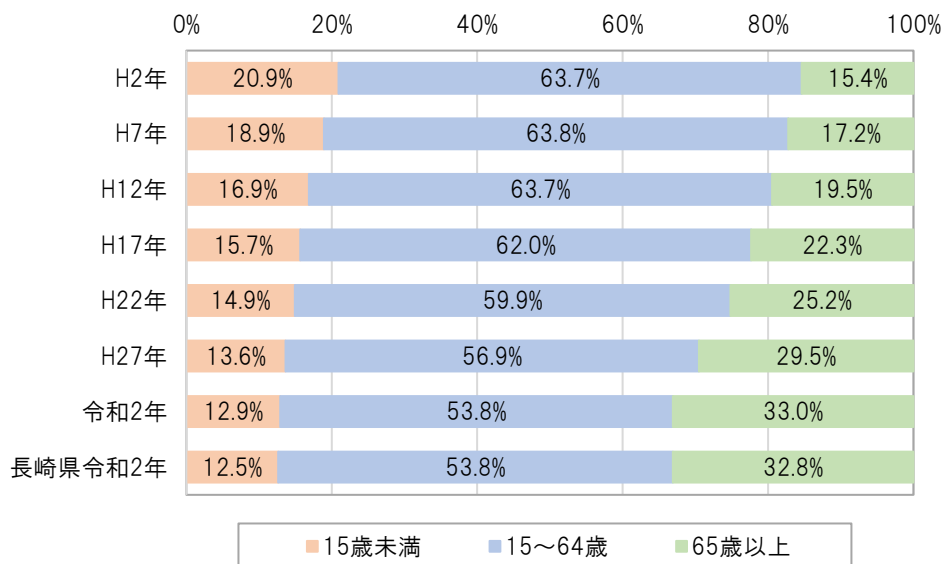


図 年齢区分別人口割合の推移

出典：各年国勢調査

※割合に年齢不詳分を含まないため、合計が100%とはならない

### 3. 人口の将来の見通しについて

本町が作成した「KAWATANANA～自然を愛しくらし輝くまち～川棚町人口ビジョン（令和2年3月改訂）（以下「人口ビジョン」という。）」の中では、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の地域別将来人口推計」による地域別将来人口推計に基づいた将来人口推計を用いて将来人口を分析しています。

社人研推計に基づく推計では、平成27年に推計した際の推計人口を最新の推計値と比較していますが、前回の推計値と比べ、令和42年で8,360人が6,910人と大幅に悪化する推計となっています。現在の減少傾向が続くとすると令和27年には10,000人を割り込むという厳しい結果となっています。

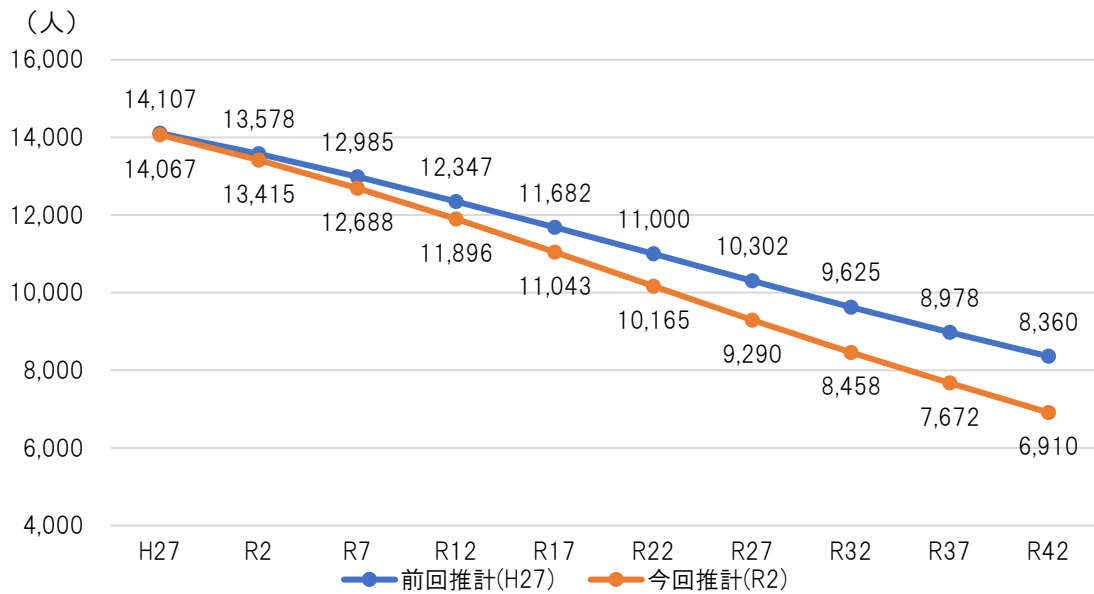


図 社人研による人口の推移予想

出典：KAWATANANA～自然を愛しくらし輝くまち～川棚町人口ビジョン（令和2年3月改訂）

### 4. 人口の将来展望

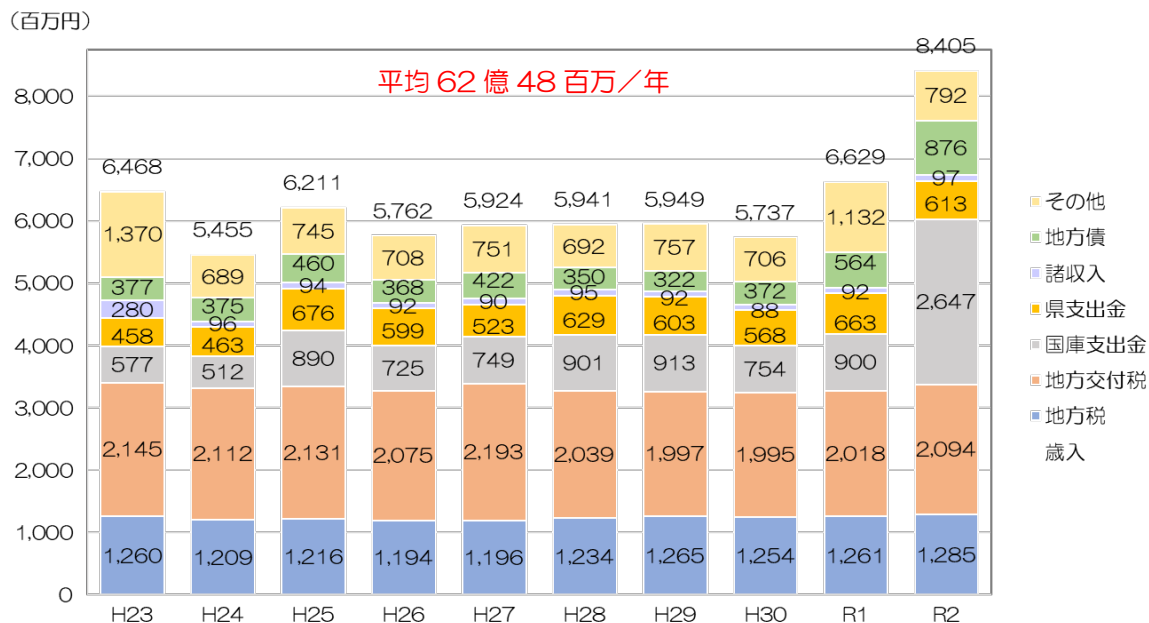
人口ビジョンでは、令和42年に人口6,910人にまで減少すると見通されている社人研の推計に対し、国・長崎県・本町が実施する施策による事業効果等が着実に表れた場合に、合計特殊出生率及び社会増減が改善し、令和42年の将来人口は10,100人となると推計しています。

よって本町が目指す、令和42年時の将来人口展望を、10,100人としています。

## 5. 財政状況について

### ① 歳入

過去 10 年間（平成 23～令和 2 年（2011～2020 年））における歳入は、年平均で 62 億 48 千万円となっています。全体的に 60 億弱で推移していますが、令和 2 年（2020）年 84 億となっています。



### ② 歳出

過去 10 年間（平成 23～令和 2 年（2011～2020 年））における歳出は、年平均で約 60 億 7 千万円となっています。

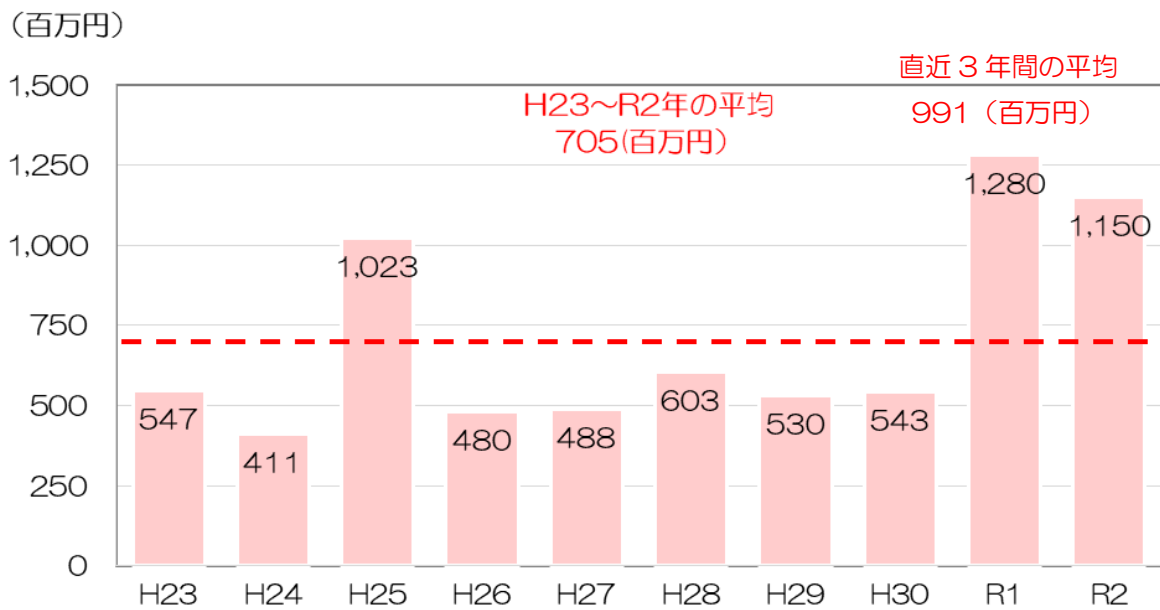
内訳をみると、投資的経費（普通建設事業費＋災害復旧事業費）の年平均は 7 億 5 百万円となっています。また、平成 23（2011）年以降、扶助費の増加が顕著になっています。



### ③ 投資的経費

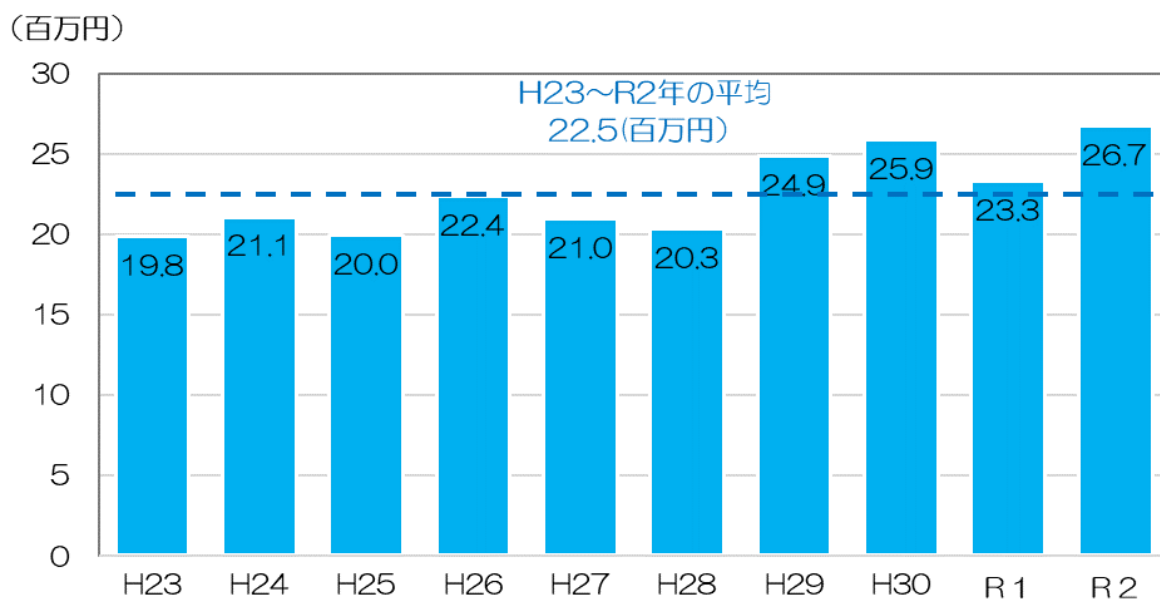
公共施設の整備や管理運営に関する経費として、投資的経費、維持補修費、公債費があります。

投資的経費の過去 10 年間の平均は約 7.05 億円となっています。計画策定後の直近 3 年間は 9.9 億円/年と増額となっています。これは新庁舎の建設等にかかった費用が主な要因となっています。



### ④ 維持補修費

維持管理費は平成 25 年度あたりでは、2 千万程度で推移していましたが、最近では僅かですが増加傾向にあります。



⑤ 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、令和元年度で55.0%となっています。分類別にみるといずれも高い償却率で、老朽化傾向にあることがわかります。

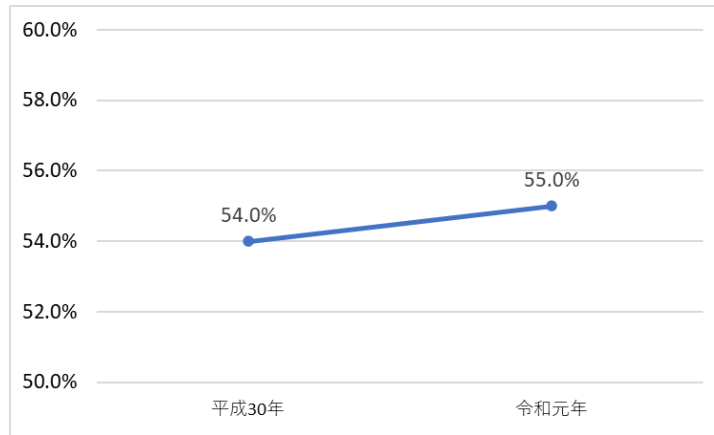


図 有形固定資産減価償却率の推移

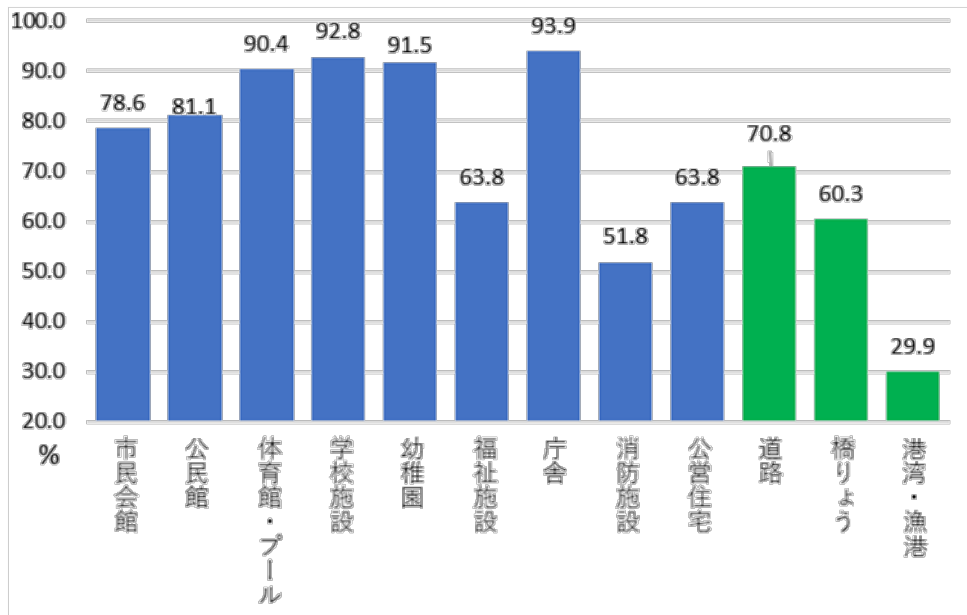


図 分類別有形固定資産減価償却率（令和元年）

### § 3. 対象施設

#### 1. 類型別による分類

本計画において、本町が保有する公共施設を下記とおり、総務省更新費用試算ソフト※で定義された大分類別に、振り分けて維持管理・更新等にかかる経費の試算等の検討を行います。

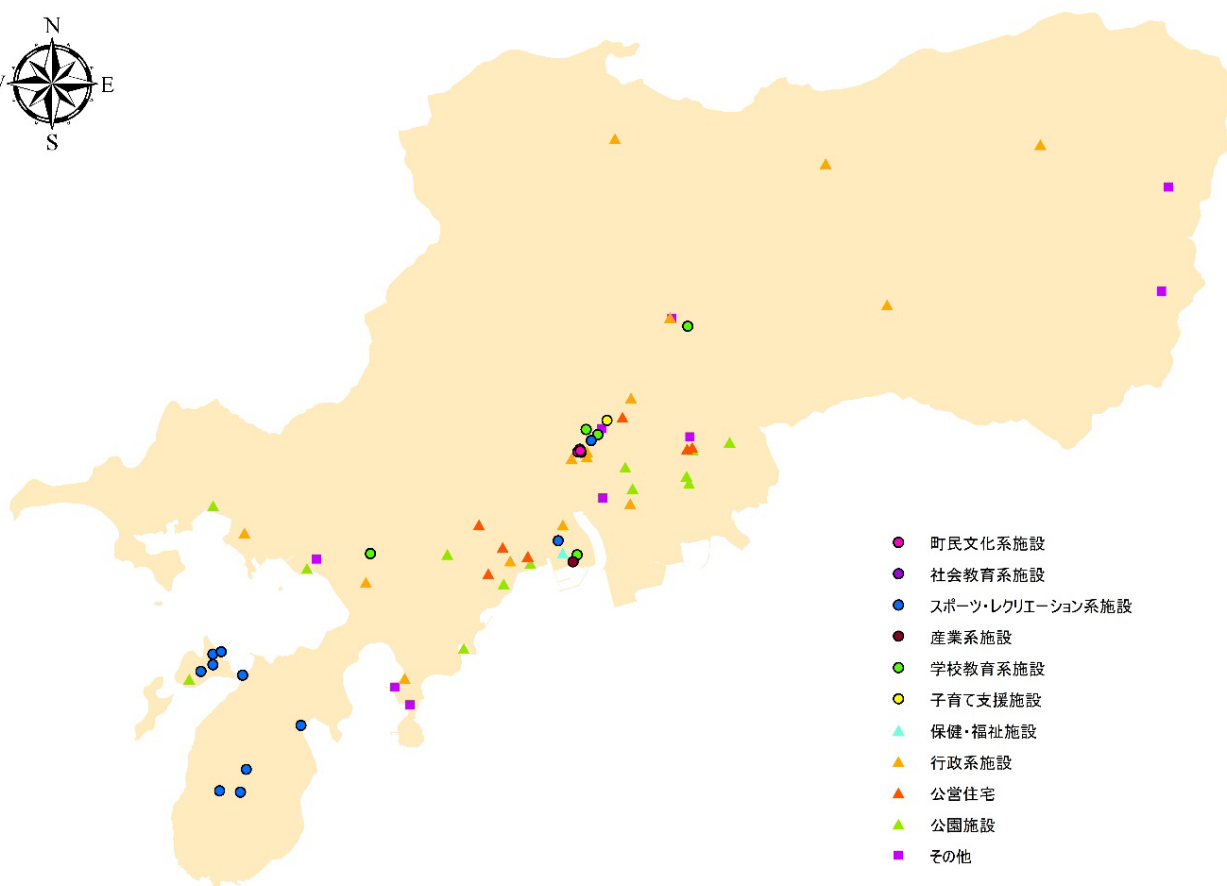
表 大分類一覧表

	大分類	中分類	施設例
1	町民文化系施設	集会施設・文化施設	勤労青少年ホーム、中央公民館 など
2	社会教育系施設	博物館、郷土資料館	郷土資料館
3	スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	くじゃく荘、しおさいの湯 など
		体育施設	勤労者体育センター、柔剣道場
4	産業系施設	農林水産施設	漁業集落センター
5	学校教育系施設	小学校・中学校	校舎、体育館、倉庫 など
		その他教育施設	学校給食センター
6	子育て支援施設	児童施設等	旧町立幼稚園
7	保健・福祉施設	社会福祉施設	いきがいセンター
8	行政系施設	庁舎等	庁舎本館、第二別館 など
		消防防災施設	各分団詰所、水防倉庫
9	公営住宅	公営住宅	新町団地、尾山団地など
10	公園	公園・児童遊園	クラブハウス、公園内トイレ など
11	その他	その他施設	小串郷駅駅舎、東部地区コミュニティセンター など

※更新費用試算ソフト：財団法人自治総合センターが開催した「2010年度地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」において開発されたものを、総務省において一部変更を加え、公共建築物総合管理計画策定のための補助プログラムとして公開しているソフトウェア。

## 2. 施設の配置状況

本町が保有する公共施設の分布下記のとおりです。





### 3. 対象施設の保有量（建築物）

本計画において、本町が保有する公共施設は、全67施設、217棟、総延床面積約83,209㎡と集計しています。

その結果は、下表や次頁の図で示すように、延床面積は「公営住宅」が圧倒的に多いことが分かります。また棟数でも「公営住宅」が最も多い状況となっています。

また令和2年国勢調査結果による、人口13,377人で換算すると人口一人当たりの床面積は、6.22㎡となります。国の平均は3.70㎡/人、長崎県内の平均は5.45㎡/人となっており、いずれに対しても、上まわっています。

表 大分類別公共施設保有量

番号	大分類	施設数	棟数	延床面積	割合
1	町民文化系施設	3	3	4,007㎡	4.8%
2	社会教育系施設	1	1	630㎡	0.8%
3	スポーツ・レクリエーション系施設	11	56	8,991㎡	10.8%
4	産業系施設	1	1	102㎡	0.1%
5	学校教育系施設	5	40	22,495㎡	27.1%
6	子育て支援施設	1	3	517㎡	0.6%
7	保健・福祉施設	1	1	1,554㎡	1.9%
8	行政系施設	15	17	6,162㎡	7.2%
9	公営住宅	7	67	37,639㎡	45.4%
10	公園	13	18	529㎡	0.6%
11	その他	9	10	583㎡	0.7%
	合計	67	217	83,209㎡	100.0%
	川棚町人口（令和2国勢調査）				13,377人
	町民1人当たりの面積				6.22㎡

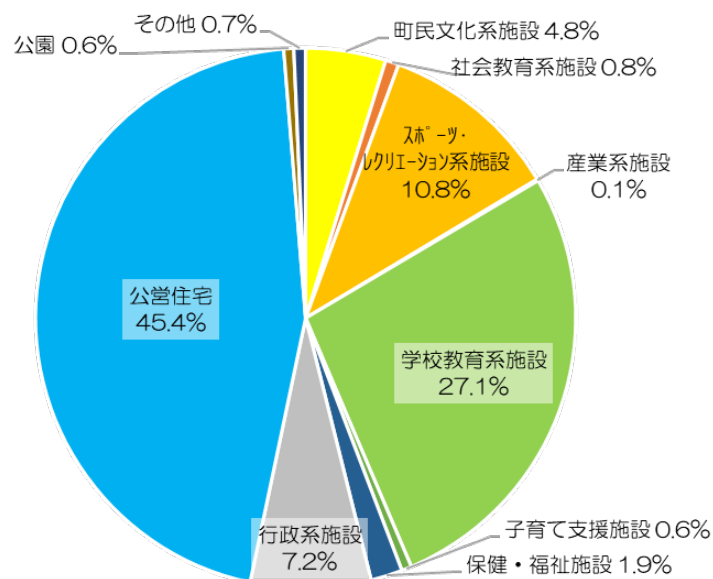


図 大分類別公共施設保有量

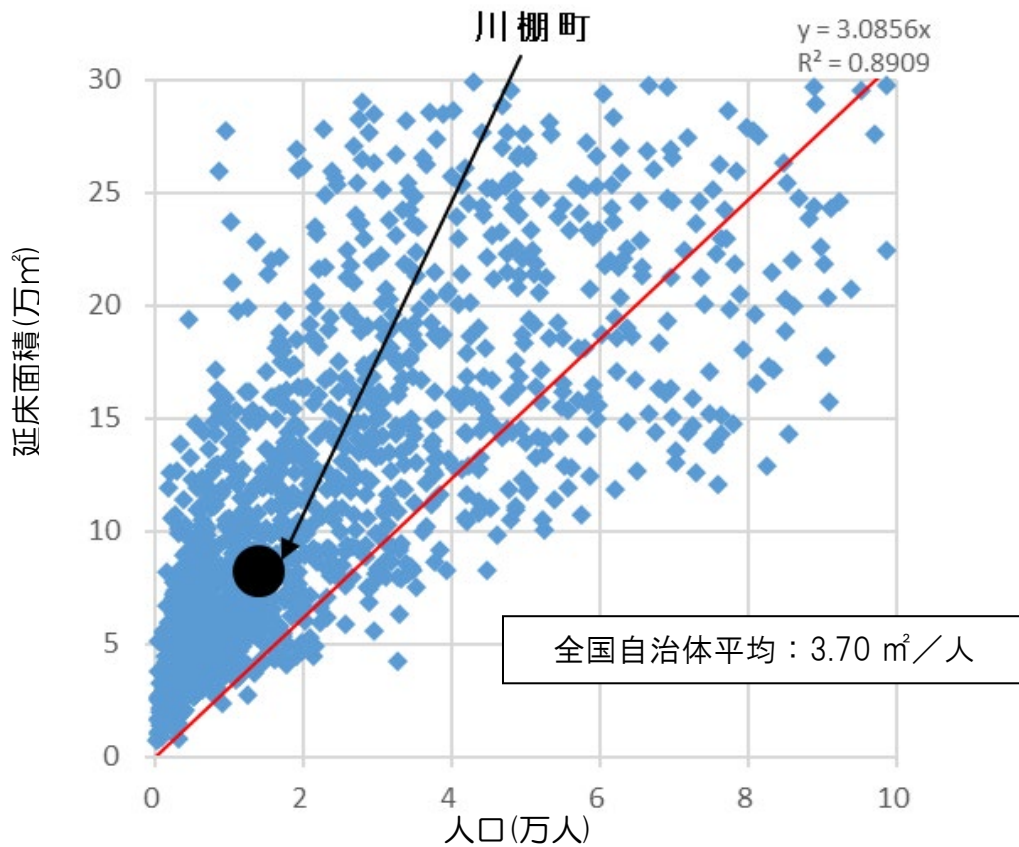


図 全国の自治体別の施設量（延床面積）と総人口の関係

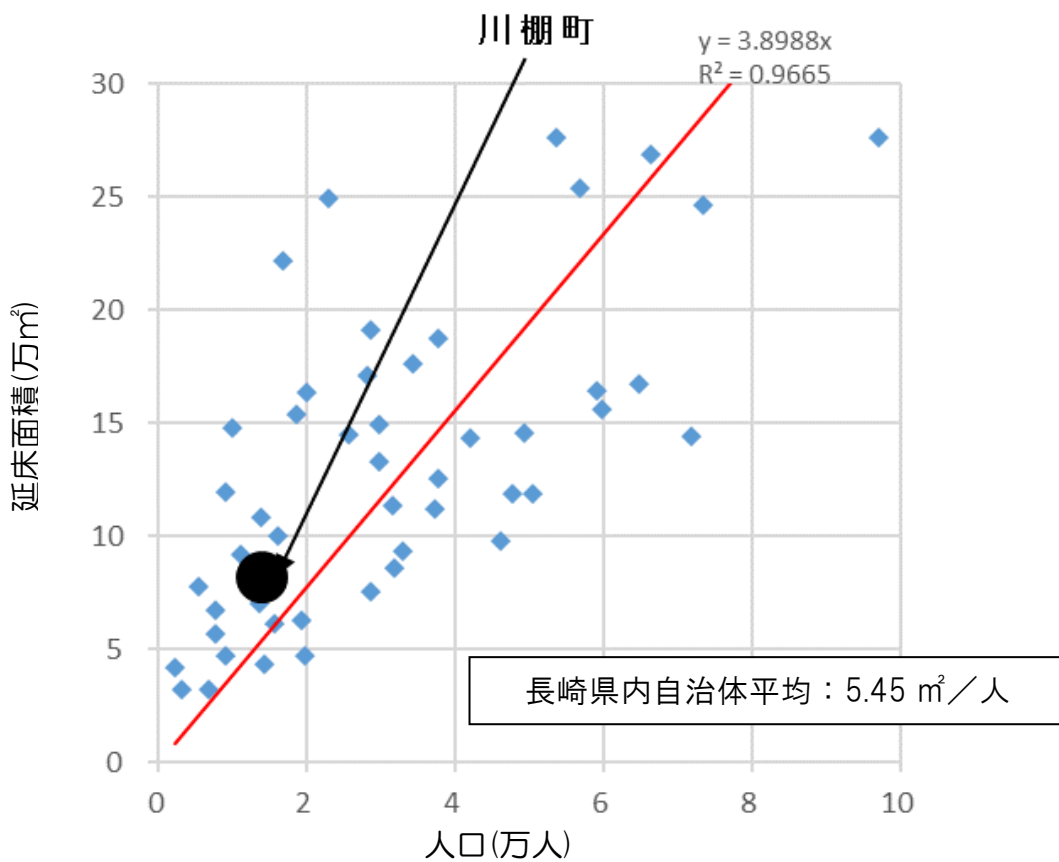


図 長崎県内自治体別の施設量（延床面積）と総人口の関係

※国及び他自治体の数値は平成30年総務省調べ

#### 4. 老朽化の現状

次図は、本町が保有する公共施設の建設年別に延床面積を積み上げたものです。本町では 1970 年頃から学校教育系施設等を中心に施設の整備が緩やかに始められ、1980 年以降もほぼ毎年整備されています。本町の規模から考察すると施設の延床面積は少し多い傾向が見られます。また耐震性能に劣る 1981 年以前に建設された(いわゆる旧耐震設計)施設が 48.4%と約 5 割程度あります。学校教育系施設が占める割合は高くなっていますが、小学校・中学校の必要な施設についての耐震性の改善は対応済みです。

また、一般的に建築後 30 年程度を経過すると、大規模改修等や建替えの検討が必要となる施設が増え、多くの整備費用が必要になる時期を迎えます。築 30 年以上の施設が 58.2%となっています。築 30 年以上の施設にも、既に規模改修を実施した施設、公営住宅に関しては長寿命化計画に沿って補修工事等を実施している施設もあります。その他の施設においても個別施設計画による、整備を計画しており、その実行が必要となります。しかし整備費用も多大となるため、財政や管理する所管課との調整による改修時期などの適切な施設マネジメントが必要となります。

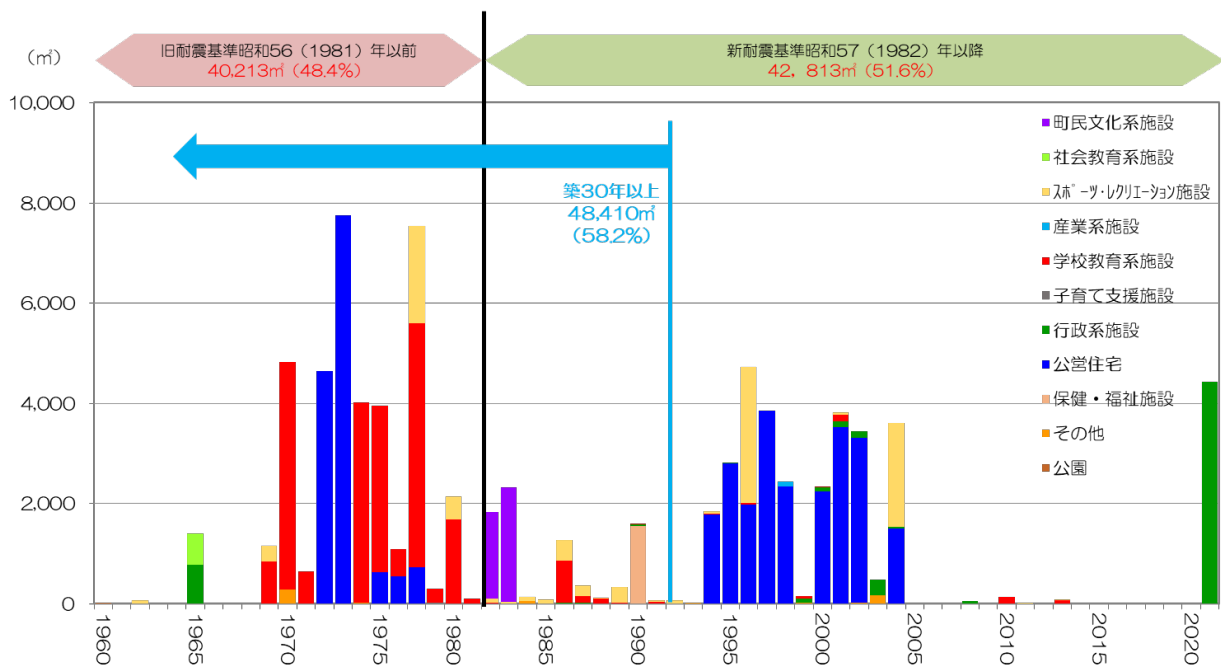


図 公共施設年度別整備延床面積

表 旧耐震基準による大分類別延床面積の割合

大分類	旧耐震設計 (㎡)	旧耐震建物 割合	新耐震設計 (㎡)	合計(㎡)
町民文化系施設	-	-	4,007	4,007
社会教育系施設	630	100.0%	-	630
スポーツ・レクリエーション系施設	2,789	31.0%	6,202	8,991
産業系施設	-	-	102	102
学校教育系施設	20,842	92.7%	1,653	22,495
子育て支援施設	517	100.0%	-	517
保健・福祉施設	-	-	1,554	1,554
行政系施設	775	12.6%	5,387	6,162
公営住宅	14,314	38.0%	23,325	37,639
公園	32	6.0%	497	529
その他	314	53.9%	269	583
合 計	40,213	48.3%	42,996	83,209

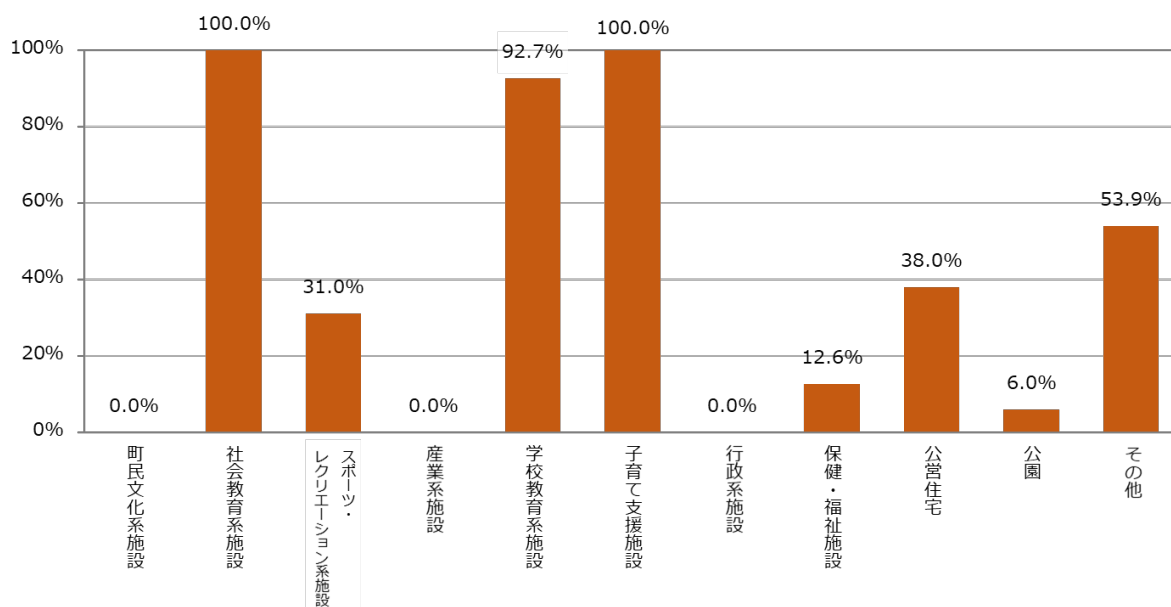


図 旧耐震基準による大分類別延床面積の割合グラフ

表 築 30 年以上の大分類別延床面積の割合

大分類	築 30 年以上 延床面積(m <sup>2</sup> )	築 30 年以上 の割合	築 30 年未満 延床面積(m <sup>2</sup> )	合計(m <sup>2</sup> )
町民文化系施設	4,007	100.0%	-	4,007
社会教育系施設	630	100.0%	-	630
スポーツ・レクリエーション系施設	4,029	44.8%	4,962	8,991
産業系施設	-	-	102	102
学校教育系施設	22,050	98.0%	445	22,495
子育て支援施設	517	100.0%	-	517
保健・福祉施設	1,554	100.0%	-	1,554
行政系施設	855	13.9%	5,307	6,162
公営住宅	14,314	38.0%	23,325	37,639
公園	84	15.9%	445	529
その他	370	63.5%	213	583
合 計	48,410	58.2%	34,799	83,209

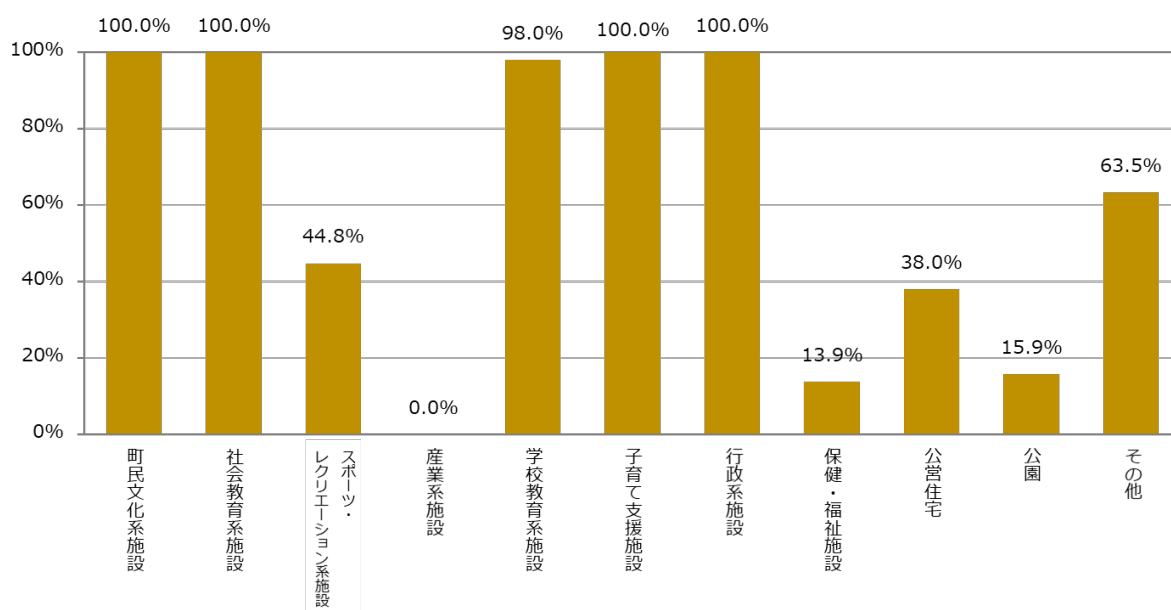


図 築 30 年以上による大分類別延床面積の割合グラフ

## 5. 対象施設の保有量（インフラ）

類型		総数、総延長、総面積
道路		305 路線 131,120m
橋梁		95 橋 903m
公園・児童遊園		24 箇所 164,574 m <sup>2</sup>
農道		263 路線 75,321m
林道		12 路線 37,825m
上水道	施設	下組都市下水路ポンプ場 浄化センター
	導水管	4,030m
	送水管	11,849m
	配水管	53,667m
下水道	管路総延長	75,659m
	マンホールポンプ場	16 箇所
漁港		3 港

## 6. 保有量の推移

前回計画からの保有量の推移は下記のとおりです。棟数で2棟減少しましたが、延床面積で1,579㎡の増加となっています。増築の本庁舎、倉庫2棟の建築において1,614㎡の増加となっています。

表 保有量の推移（平成28年→令和3年）

大分類	平成28年時		令和3年		延床面積
	棟数	延床面積(㎡)	棟数	延床面積(㎡)	増減(㎡)
町民文化系施設	3	4,026	3	4,007	▲ 19
社会教育系施設	1	630	1	630	0
スポーツ・レクリエーション系施設	56	8,991	56	8,991	0
産業系施設	1	102	1	102	0
学校教育系施設	40	22,790	40	22,495	▲ 295
子育て支援施設	3	518	3	517	▲ 1
保健・福祉施設	1	1,554	1	1,554	0
行政系施設	20	4,548	17	6,162	1,614
公営住宅	68	37,655	67	37,639	▲ 16
公園	19	517	18	529	12
その他	7	281	10	583	302
合計	219	81,612	217	83,209	1,579

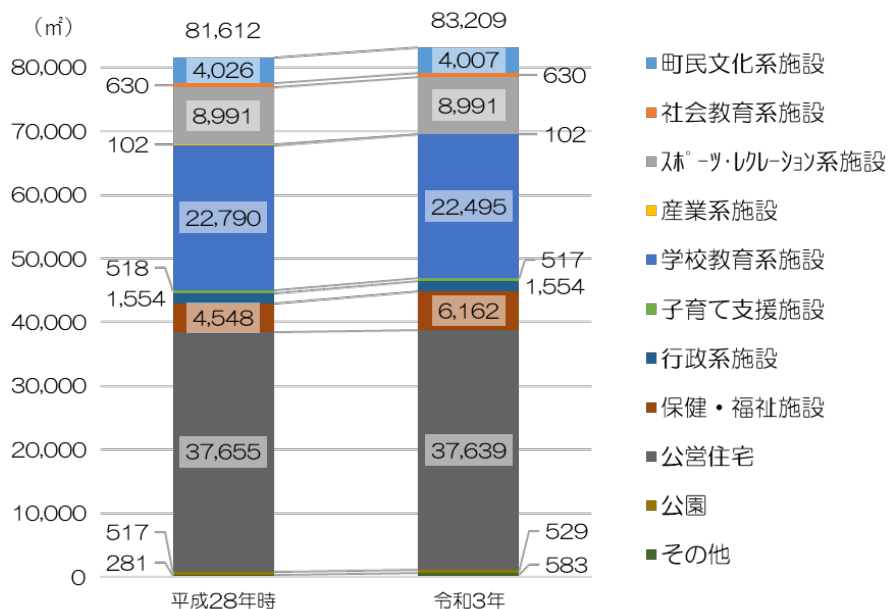


図 保有量の推移（平成28年→令和3年）

## 7. 過去に行った対策の実績

本町では、「川棚町公共施設等個別管理計画」「川棚町学校施設長寿命化計画」「川棚町公営住宅長寿命化計画」及び「川棚町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、今後それら計画に則して、公共施設の保有量の適正化を目指します。

### 第3章 維持管理・更新に係る経費

#### § 1. 公共施設等の維持管理・更新等にかかる経費の見込み

##### 1. 試算更新必要額について

集計した公共施設等の「建築年」、「施設項目」及び「延床面積」に対して、下記の通り改修周期等を考慮した単価により、将来更新費用の推計を行います。

表 大規模改修周期

大規模改修周期	年
実施年数	30
修繕期間	2

表 建替え周期

建替え	年
更新年数	60
建替え期間	3

表 積み残し対応期間※

積み残し対応期間	年
大規模改修周期	10
建替え	10

※既に対応周期を過ぎているため実施するための目安

表 改修費及び建替え費用の目安

施設項目	大規模改修費用 (千円/㎡)	建替え費用 (千円/㎡)
町民文化系施設	250	400
社会教育系施設	250	400
スポーツ・レクリエーション系施設	200	360
産業系施設	250	400
学校教育系施設	170	330
子育て支援施設	170	330
保健・福祉施設	200	360
医療施設	250	400
行政系施設	250	400
公営住宅	170	280
公園	170	330
供給処理施設	200	360
上記以外	200	360

※上記金額は総務省更新プログラム積算デフォルト値



表 道路及び橋梁の更新費用の目安

道路更新	更新費用 (千円/㎡)	更新年数
一般道路	4.7	15
自転車歩行者	2.7	15
橋梁更新	更新費用 (千円/㎡)	更新年数
橋梁	425	60

表 上水道更新費用の目安

水道管更新	更新費用 (千円/m)	更新年数
導水管	100	60
送水管	100	60
配水管	97	60

表 下水道更新費用の目安

下水管更新	更新費用 (千円/m)	更新年数
下水管	61	50

※上記金額は総務省更新プログラム積算デフォルト値

## 2. 公共施設（建築物）更新費用シミュレーション

前計画策定時の条件で、新たに集計した施設保有量で、全ての建物を維持して、60年の周期で建て替えを行った場合、前項の条件で試算すると、今後35年間の更新費用の推計総額は約298億円となり、年更新費用の平均は約8.5億円（更新・大規模改修費のみ。維持費は含まない。）となっています。

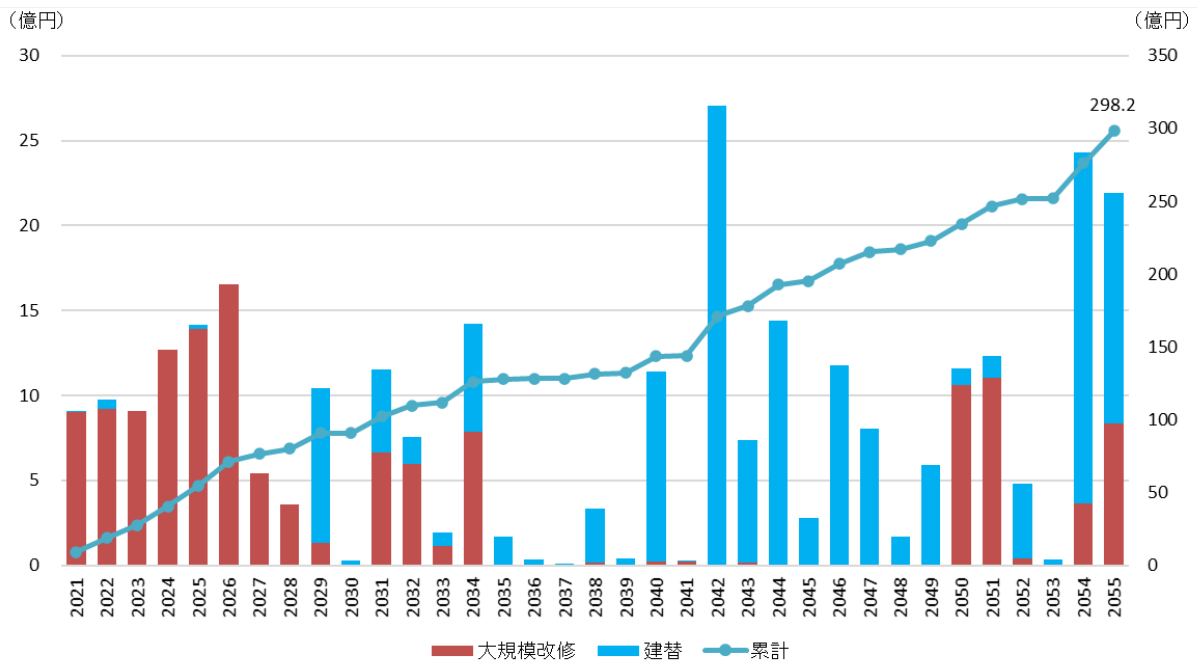


図 今後35年間の更新費用 (60年周期での更新)

### 3. 計画方針による更新費用試算と縮減効果

本計画で設定した耐用年数による構造別、用途別の耐用年数の延命（長寿命化）を行った場合は、後35年間の更新費用の推計総額は約265億円となり、年更新費用の平均は約7.6億円（更新・大規模改修費のみ。維持費は含まない。）となっています。

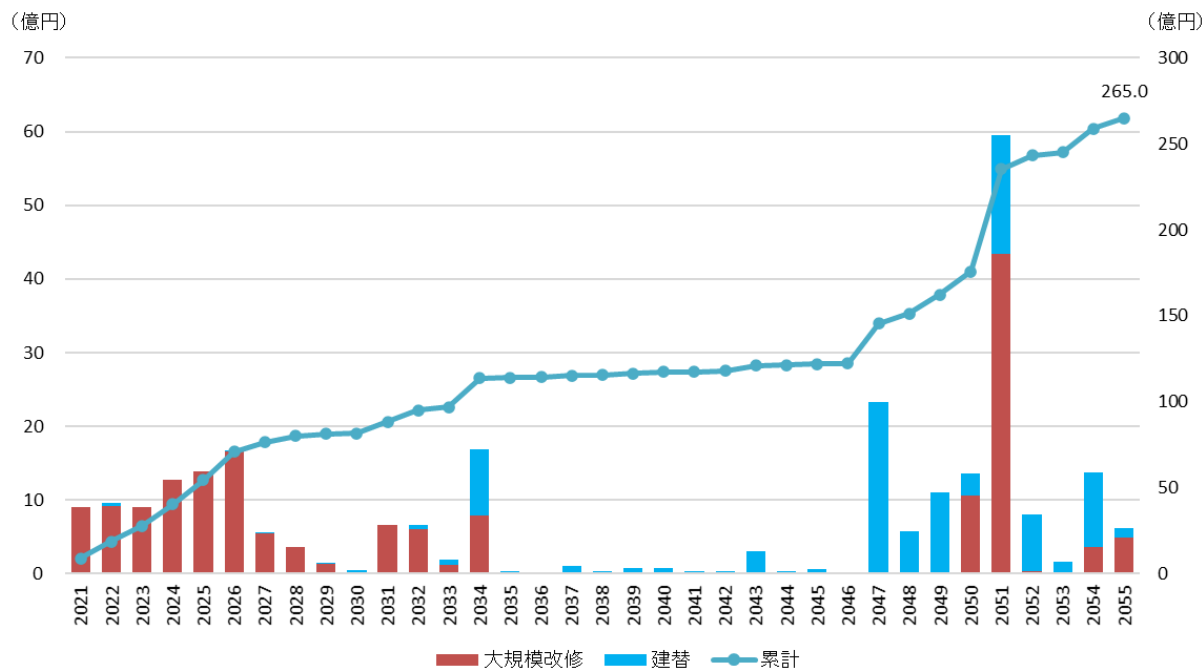


図 長寿命化による更新費用

長寿命化による施設管理を実施することで、総額で約33.2億円の縮減、年間で約0.9億円の縮減効果があると推計できます。

## 4. インフラ施設の更新費用シミュレーション

### (1) 道路

道路の全面積に対し、年当たりの整備額は2.2億円必要となります。今後35年間の更新費用の推計総額は約76.2億円となります。

表 今後35年間の道路更新費用

種別	単価 (千円/㎡)	面積 (㎡)	更新費用 (千円)	耐用年数	年当たり費用 (千円/年)	35年間 総額更新費用(千円)
一般道	4.7	695,029	3,266,636	15	217,776	7,622,151

### (2) 橋梁

橋梁の全面積に対し、年当たりの整備額は約0.3億円必要となります。今後35年間の更新費用の推計総額は約12.2億円となります。

表 今後35年間の橋梁更新費用

種別	単価 (千円/㎡)	面積 (㎡)	更新費用 (千円)	耐用年数	年当たり費用 (千円/年)	35年間 総額更新費用(千円)
橋梁	425	4,921	2,091,425	60	34,857	1,219,998

### (3) 上水道の更新費用の推計

上水道の総延長に対し、年あたりの整備額は約1.1億円必要となります。今後35年間の更新費用の推計総額は約39.6億円です。

表 今後35年間の上水道更新費用

種別	単価 (千円/㎡)	実延長 (m)	更新費用 (千円)	耐用年数	年当たり費用 (千円/年)	35年間 総額更新費用(千円)
導水管	100	4,030	403,000	60	6,717	235,083
送水管	100	11,849	1,184,900	60	19,748	691,192
配水管	97	53,667	5,205,699	60	86,762	3,036,658
合計	—	69,546	—	—	113,227	3,962,933

### (4) 下水道の更新費用の推計

下水道の総延長に対し、年あたりの整備額は約1.9億円必要となります。今後35年間の更新費用の推計総額は約65.7億円です。

表 今後35年間の下水道更新費用

種別	単価 (千円/㎡)	実延長 (m)	更新費用 (千円)	耐用年数	年当たり費用 (千円/年)	35年間 総額更新費用(千円)
導水管	124	75,659	9,381,716	50	187,634	6,567,190

## § 2. 公共施設及びインフラ施設の更新費用の推計

公共施設及びインフラ施設を併せた今後の更新費用について、新たに集計した施設保有量で、全ての建物を維持して、60年の周期で建て替えを行った場合の試算をおこないました。以下のとおり今後35年間で、491.9億円年間で約14.1億円/年かかる結果となりました。

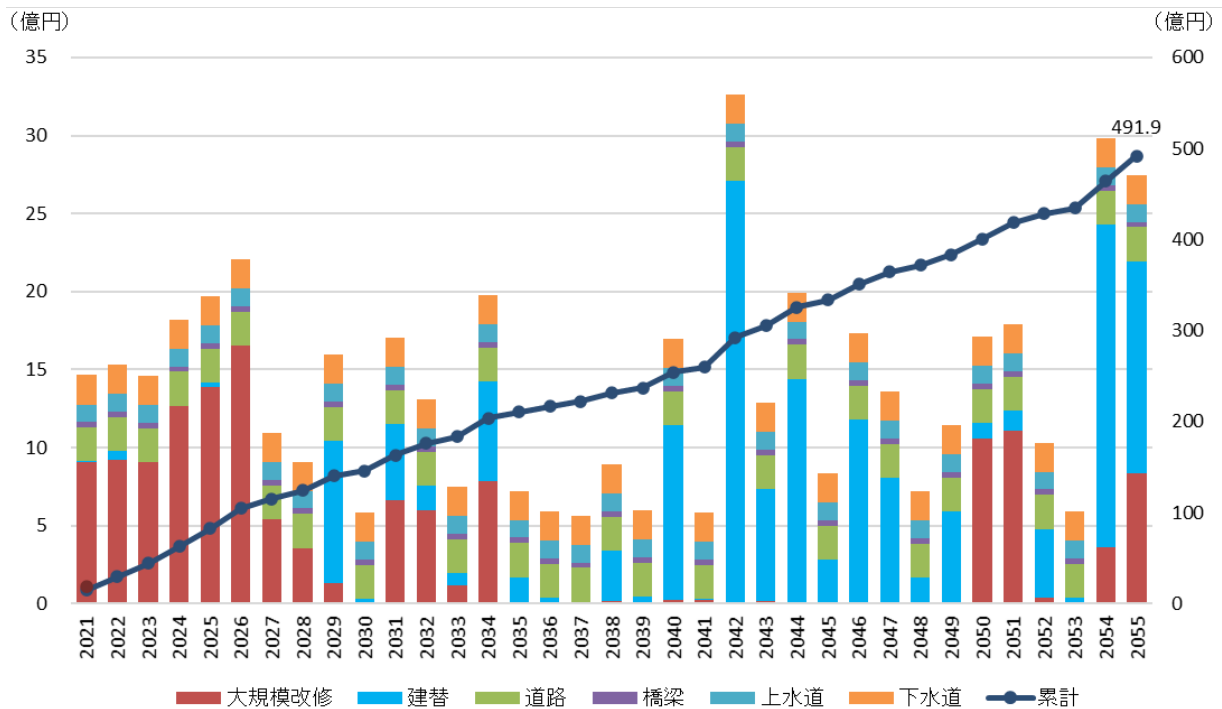


図 インフラ施設と公共施設の今後35年間の更新費用

## 第4章 公共施設の管理に関する基本的な考え方

### § 1. 公共施設管理に関する方針

#### 1. 点検・診断等の実施方針

各施設の管理部署は、法定点検のほか、予防保全型維持管理の視点に立って、定期的な巡視・点検を行うことにより、施設利用における危険性を未然に排除するとともに、施設の経年劣化・損傷の程度や原因等を的確に把握し、必要に応じて専門的な診断等を行い、必要な対策を検討し、施設の長寿命化を図ります。

#### 2. 維持管理・更新等の実施方針

国の示す「新しく造ること」から「賢く使うこと」を基本認識として、利用率、効用、意義、老朽度合等を総合的に勘案して優先順位をつけた上で、効果的に維持管理、修繕、更新等を実施します。

なお建築物の更新(建替え等)にあたっては、将来的に余剰が生じない最適規模を見極めるとともに、省エネルギー化等に十分に配慮し、イニシャルコスト及びランニングコストを総合的に検証したうえで、PPP/PFIなどの民間活用も含めて検討を行い、トータルコストの縮減を図ります。

また老朽化により通常の維持管理では利用に供することが不能になると予測される施設については、早期に更新の必要性を検証するとともに、施設の廃止等を含めて更新の是非を判断します。

#### 3. 安全確保の実施方針

##### ① 自主点検の推進

施設所管課は自主点検(外部委託等を含む)を年1回以上実施するものとし、自主点検を行うことで、劣化箇所や、危険箇所を早期に発見でき、適切な修繕を早期に実施することが可能となります。特に電気設備や空調設備については、目視等による自主点検を行い、運転状態における異常の有無を確認することも重要です。具体的な点検項目や手法は、建築物定期点検項目等を参考に実施します。

##### ② 予防保全の実施方針

本計画では、保有する施設を長期利用することを目的とし、従来の対処療法的な事後保全から予防保全に切り替えることを基本としています。しかしながら、事後保全から予防保全に切り替える際の計画開始時は、老朽化や施設の不具合に対して、計画的な修繕、改修等を行ってきておらず、予防保全の初期段階でその未実施部分の保全を一斉に実施せざるを得ないことから、事後保全よりかなりの費用がかかるかとされています。小規模施設においては、不具合が発生しても比較的迅速に対応が可能であり、全てを予防保全とするより、予防保全と事後保全を併用する方が、経済的かつ効率的な施設管理が行え、施設の長期利用に対する管理に適しています。

本計画では、施設部位のうち、老朽化等により施設の使用が不可能となる可能性

がある「躯体」「屋根防水」「外壁」「電気設備」「空調設備」及び「受水槽設備」に対しては予防保全をマネジメントの軸とした施設管理を行います。

施設の老朽化を進行させる要因としてあまり影響が大きいと考えられる内装の仕上げや、1年程度の周期で定期点検を行っている消火設備や、比較的小額で修繕対応可能なものは、事後保全による施設管理を行います。ただし、施設によって用途の拡充や機能向上が必要となる場合は、予防保全に組み込むものとします。また、利用者の安全面、施設が持つ独自機能の不備、及び有料施設における美観上の問題等については、常に早急な対応が必要となるため、日頃の点検・診断により、不具合を確認した場合には迅速に対応します。

表 予防保全と事後保全の区分例

改修工事	区分理由	予防保全	事後保全
屋根防水全面改修	部位の耐用年数を考慮し計画的に改修を実施	○	
部分的な漏水箇所の修繕	日常点検・診断による不具合発見時の迅速対応		○
外壁の全面改修	部位の耐用年数を考慮し計画的に改修を実施	○	
ひび割れ・爆裂等の修繕	日常点検・診断による不具合発見時の迅速対応		○
建具の修繕・更新	日常点検・診断による不具合発見時の迅速対応		○
天井・壁・床	日常点検・診断による不具合発見時の迅速対応		○
受変電設備の更新	設備の耐用年数を考慮し計画的に改修を実施	○	
受水槽の更新	設備の耐用年数を考慮し計画的に改修を実施	○	
空調設備の更新	設備の耐用年数を考慮し計画的に改修を実施 <sup>※1</sup>	○	○
昇降機の更新・改修	法定点検等の結果による迅速対応 <sup>※2</sup>	○	○
消火設備の更新・改修	法定点検等の結果による迅速対応 <sup>※2</sup>	○	○

※1 空調設備のうち施設全体に影響が小さいパッケージエアコンは日常点検結果による事後保全とします。

※2 昇降機の更新や大型の設備(泡消火設備やスプリンクラー等)は、予防保全とします。

#### 4. 耐震化の実施方針

耐震基準を満たしていない建築物で耐用年数をすでに超過し、耐震化・長寿命化の効果が期待できないと認められるものについては、耐震診断は行わないこととし、更新（建替え）又は除却（取壊し）の方向で検討することとします。

耐震基準を満たしている建築物又は耐震化対策が講じられた建築物については、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性（耐震性）について検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用に必要な対策を講じます。

## 5. 長寿命化の実施方針

施設の更新周期を可能な限り延長させることにより、各施設のライフサイクルコストの縮減を図ることとし、ライフサイクルコストの縮減につながる予防保全・更新のタイミングや、その際に採用する工法など施設の類型ごとに最適な時期や方策を検討し対応することとします。

既に策定済みの町営住宅をはじめとする個別の長寿命化計画については、策定した計画に準じて適宜見直しを行い維持管理、修繕、更新等を実施することとし、まだ長寿命化計画等を策定していないその他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定します。

### 【耐用年数の設定の考え方】

建築物の寿命は、構造、立地条件、使用状況の違い等によっても大きく左右されますが、階高や広さ等に余裕を持った建築物や新耐震基準施設(1981年以降建築の施設)は、計画的な保全を実施すれば100年以上も長持ちさせることができる可能性もあります。

しかし建築物の耐用年数は、老朽化による物理的な耐用年数だけではなく、経済的、機能的な観点から建替えや解体されることもあり、総合的な観点から目標耐用年数を以下のとおり設定します。

### 【鉄筋コンクリート造・重量鉄骨造】

日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説鉄筋コンクリート工事」による鉄筋コンクリートの目標使用年数である65年を、本町の目標耐用年数として設定します。学会基準が設定した、普通品質の重量鉄骨造の普通品質を考慮し、鉄筋コンクリートと同等した65年を、目標耐用年数として設定します。

### 【学校教育施設】

学校長寿命化計画により、施設の耐久性に問題がなければ、目標耐用年数を80年としています。

### 【体育館・柔剣道場】

体育館及び柔剣道場は、本計画では今後予防保全型の管理を実施することとしてコンクリートの物理的な耐用年数ではなく、建築物特性要因に帰した耐用年数である60年を目標耐用年数として設定します。

【表 川棚町建築物の目標耐用年数】

コンクリート構造	重量鉄骨造	学校教育施設	体育館・柔剣道場
65	65	80	60

## 6. ユニバーサルデザインの推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン・2020 関係閣僚会議決定）を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指します。

施設の改修や新規の施設整備などのタイミングに合わせ、施設の用途や立地状況等に応じて、安全で、誰もが使いやすい施設の整備を図っていくこととします。

## 7. 統合や廃止の推進方針

本町において現時点では、廃止又は統廃合が必要な重複施設は極めて少ないと考えられますが、今後の人口動向等を注視し、現在の規模や効果を維持したまま更新することに合理性が無いと認められる場合においては、廃止等を検討することとします。

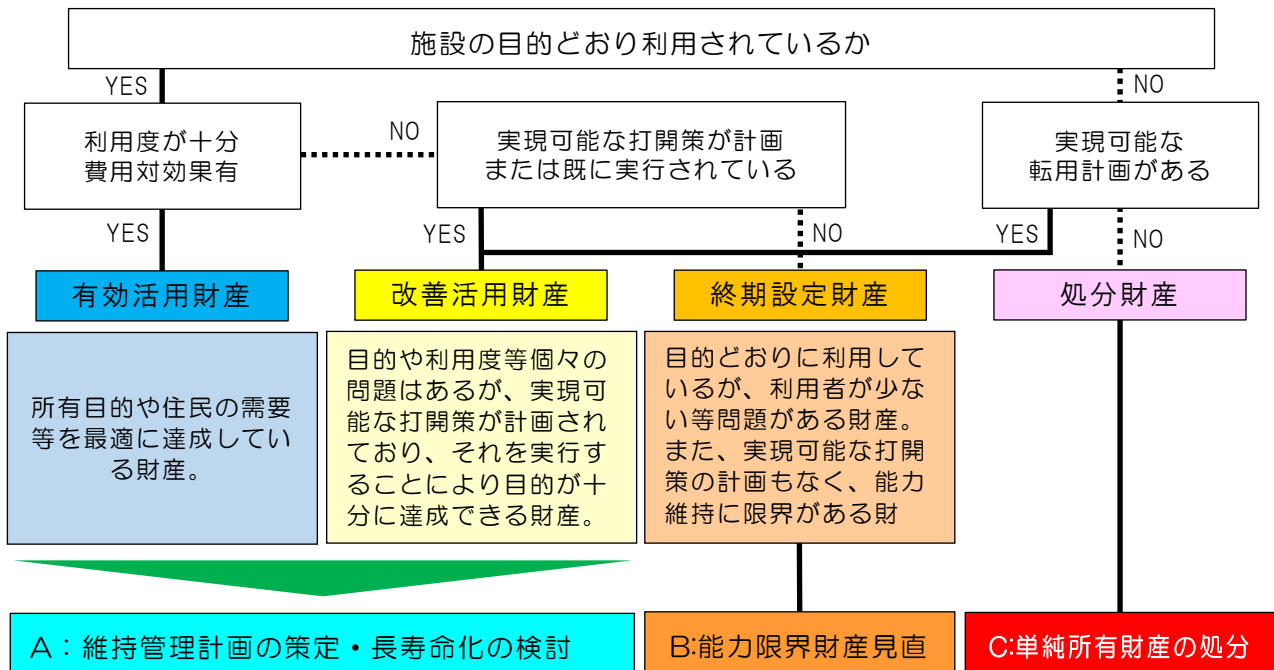
## 8. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

従来型の「壊れたから直す」や「古くなったから建て替える」の対処療法的な考え方ではなく、予防保全の視点に重点を置き、財政負担の軽減や平準化をはかりつつ、公共施設等の計画的な管理を行うため、公共施設等の状況を統一的に把握する企画財政課を中心として、各施設主管課と庁内横断的に連携を図ります。



## 9. 保有する財産の活用や処分に関する基本方針

次図による区分で財産分類を行い、公共施設の対応における分類を行います。



### 【A：維持管理計画の策定・長寿命化の検討】

所有目的や住民の需要等を最適に達成しているもしくは達成可能財産として利活用を進めるため、今後も施設の維持管理計画等を策定し管理していきます。

### 【B：能力限界財産見直し】

能力限界財産に区分された財産は、次表の通り見直し方法を判断します。

表 能力限界財産見直しの型と内容

型	内容
民間譲渡型	財産の目的を考慮した民間事業者を選定し、条件付一般競争入札による売却を原則とし、予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
統合型	直ちに統合に関する計画を策定し実現する。統合により遊休化した施設は、施設の目的と必要性を再検討する。
縮小型	施設の使用部分を見直し、未使用の部分は、一部処分または民間等への賃貸を検討し遊休化を防ぐ。
必要性検討型	施設の目的と必要性を再検討する。

【C:単純所有財産の処分】

単純所有財産の処分に区分された施設は、施設の目的と必要性を再検討します。

表 単純財産処分の型と内容

型	内容
通常売却型	複数の購買者が見込まれるので、一般競争入札による売却を原則とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。なお、建物等がある場合は、建物付売却とする。
特定売却型	購買者が限定されるため、随意契約により売却とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
建物付売却型	一般競争入札による売却を原則とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
復旧投資型	復旧することに注力する。復旧後は単純財産処分の型と内容の表に従って、型の見直しを行う。
追加投資型	費用対効果を十分検討した上で商品化し、通常売却型を参考に売却する。
中期保有型	障害解決に注力する。解決後は型の見直しを行う。

## § 2. 数値目標

将来における公共施設（建築物）の保有量については、将来人口の見通しを前提とした場合を勘案して、床面積ベースの目標値を設定します。

図 将来人口の見通しを前提とした延床面積削減の目標

a 令和 2 年 人口	13,394 人	令和 2 年国勢調査
b 令和 42 年人口	10,100 人	将来人口展望 (川棚町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン)
c 人口増減率	▲24.6 %	$(a-b) / a \times 100$

40 年後の総人口が 24.6%減少することから、人口一人当たりの床面積を現状維持することを前提とし、人口減少に応じて公共施設（建築物）の床面積を削減することとした場合、24%削減が目標となります。

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### § 1. 公共施設(建築物)

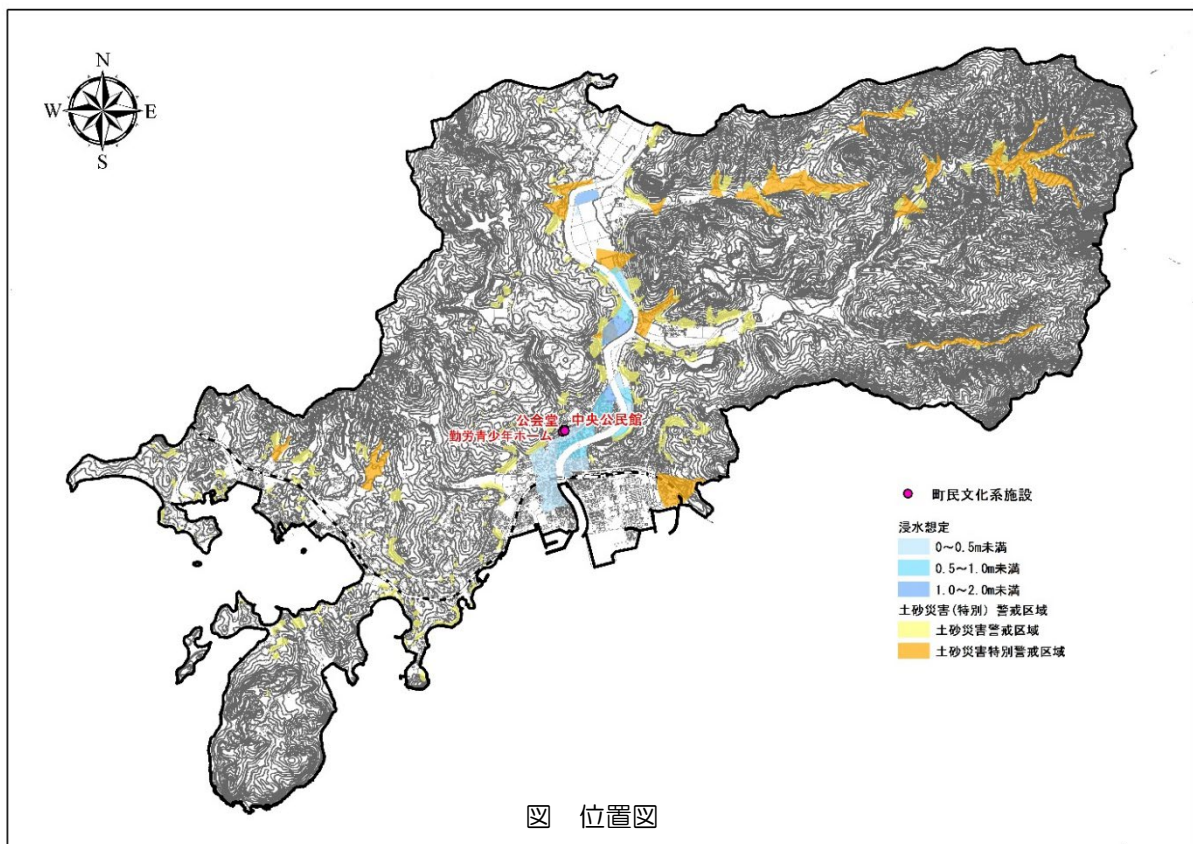
本町が保有する施設の類型別にそれぞれの課題を整理して、大規模改修等の更新や維持管理の方針を整理します。

#### 1. 町民文化系施設

番号	施設名	棟数	総延床面 (㎡)	代表棟構造	代表 建築年度	備考
1	中央公民館	1	875	RC造	1982	
2	勤労青少年ホーム	1	844	RC造	1982	
3	公会堂	1	2,288	RC造	1983	

#### 【基本的な方針】

中央公民館、勤労青少年ホームに及び公会堂については、生涯学習、社会教育の中核をなす町民ニーズが高い施設であり、建物や設備の計画的な修繕・更新を実施しながら、長寿命化に努めます。策定した個別施設管理計画に沿った建物性能の改善や、他施設との統合・複合化等の検討も併せて行います。

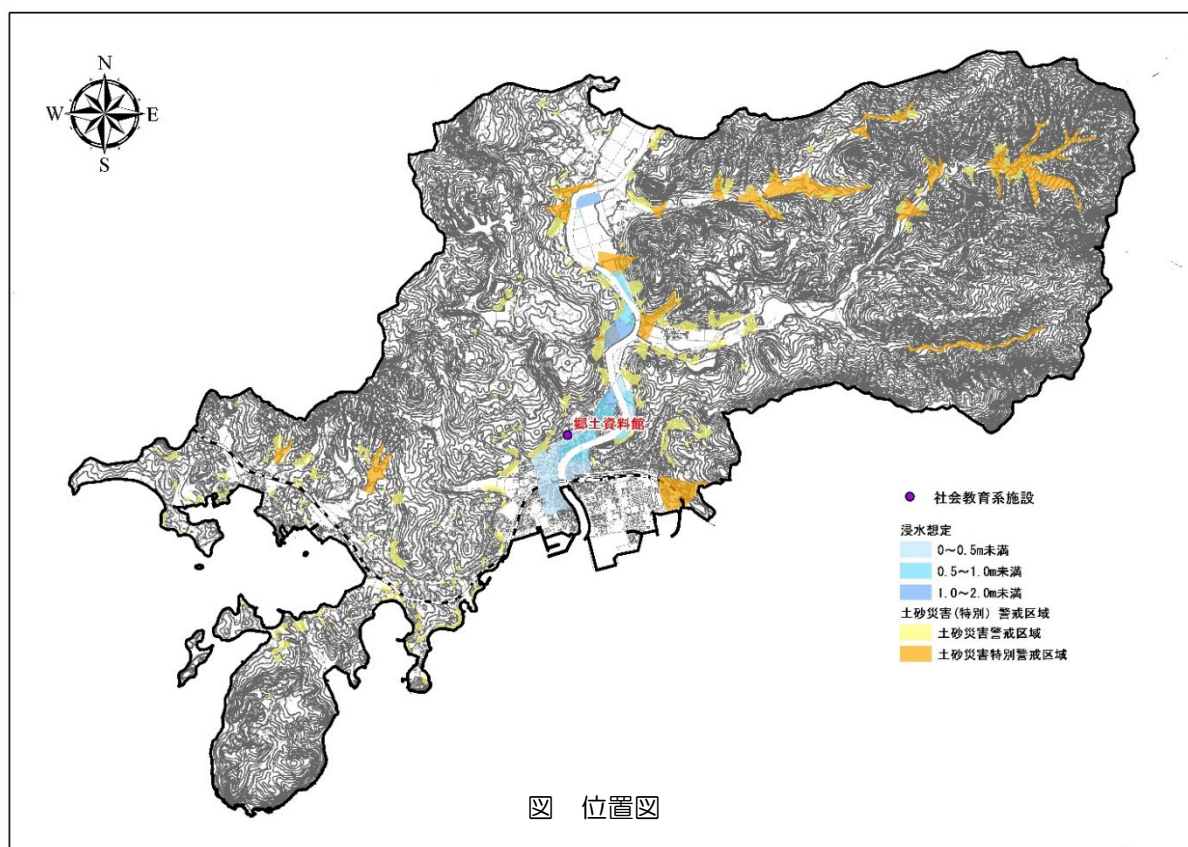


## 2. 社会教育系施設

番号	施設名	棟数	総延床面 (㎡)	代表棟構造	代表 建築年度	備考
1	郷土資料館	1	630	RC造	1965	

### 【基本的な方針】

築50年以上の旧耐震で設計された建築物で内外装とも老朽化が激しく、継続の使用が困難な状況となっています。郷土資料館の現施設は取壊し、資料館の機能は第二別館に移設します。



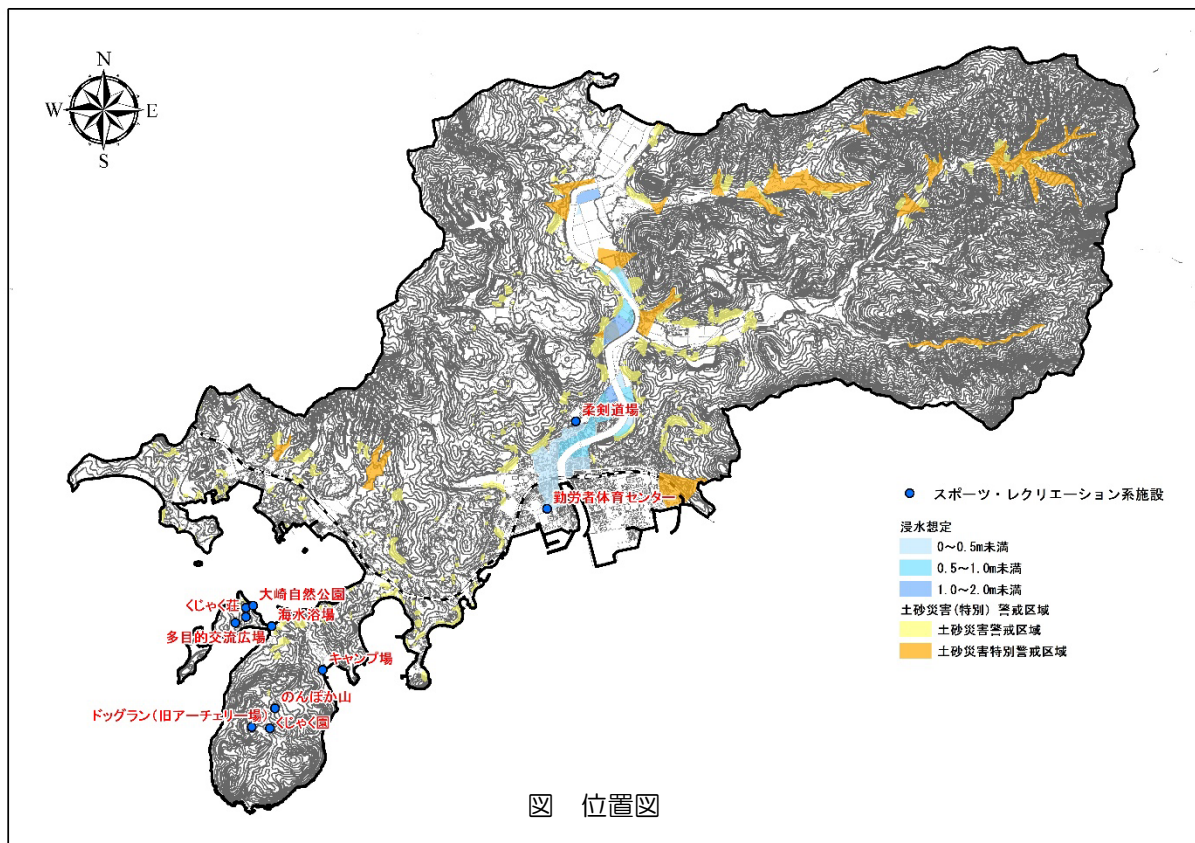
### 3. スポーツ・レクリエーション系施設

番号	施設名	棟数	総延床面 (㎡)	代表棟構造	代表 建築年度	備考
1	くじゃく園	9	719	S造	1986	
2	大崎自然公園	9	296	W造	1987	
3	ドッグラン(旧アーチェリー場)	2	133	W造	1989	
4	のんぼか山	3	45	RC造	1983	
5	キャンプ場	3	110	W造	1980	
6	海水浴場	14	425	W造	1969	
7	くじゃく荘	2	2,643	S造	1996	
8	多目的交流広場	2	74	S造	1996	
9	しおさいの湯	10	2,216	S造	2004	
10	勤労者体育センター	1	1,930	S+RC造	1978	
11	柔剣道場	1	400	S造	1980	

#### 【基本的な方針】

くじゃく荘、しおさいの湯については、指定管理者と連携して計画的な修繕を実施しながら、建物の長期利用に努めます。

勤労者体育センター及び柔剣道場については、設定した耐用年数を迎えることから、安全性を確認しながら、維持管理を図り、統合等について検討します。

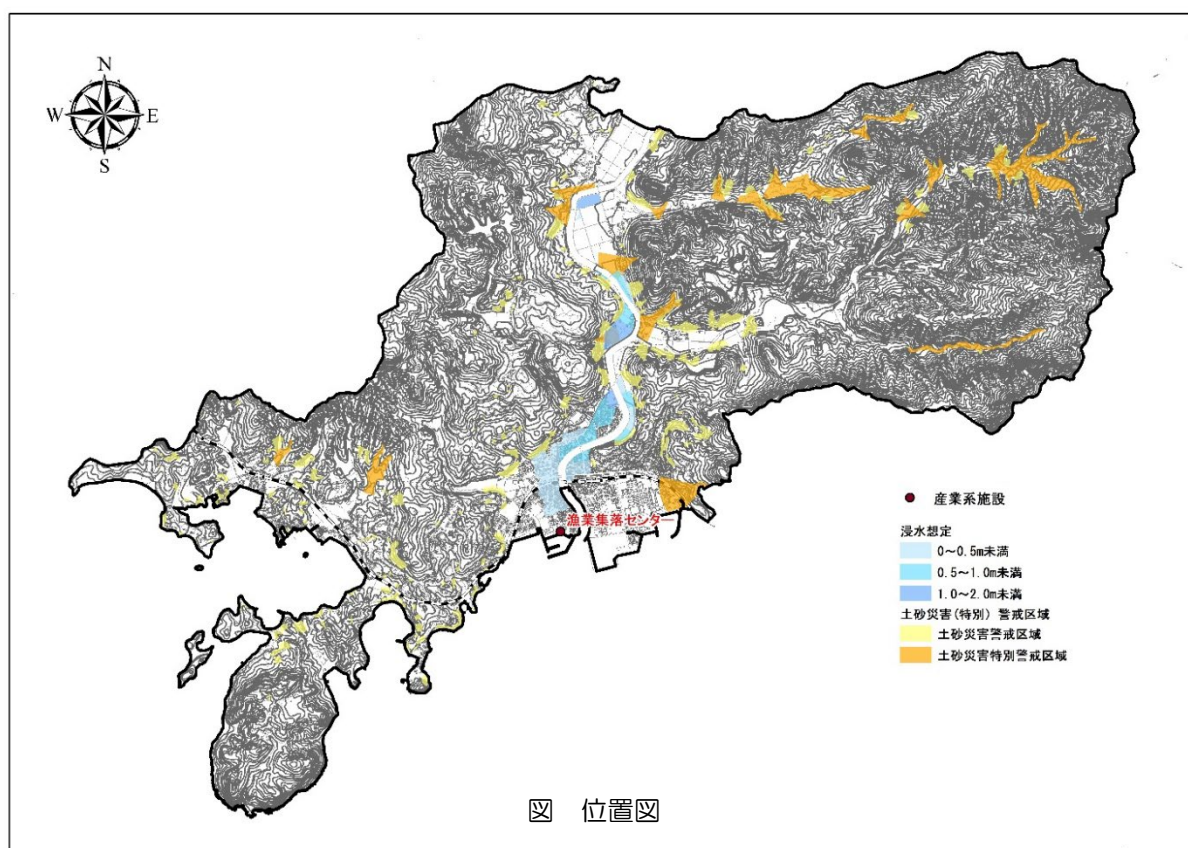


#### 4. 産業系施設

番号	施設名	棟数	総延床面 (㎡)	代表棟構造	代表 建築年度	備考
1	漁業集落センター	1	102	S造	1998	

#### 【基本的な方針】

漁業集落センターは、定期点検等の励行、予防保全型の修繕に取り組みながら、適正な維持管理を図ります。



## 5. 学校教育系施設

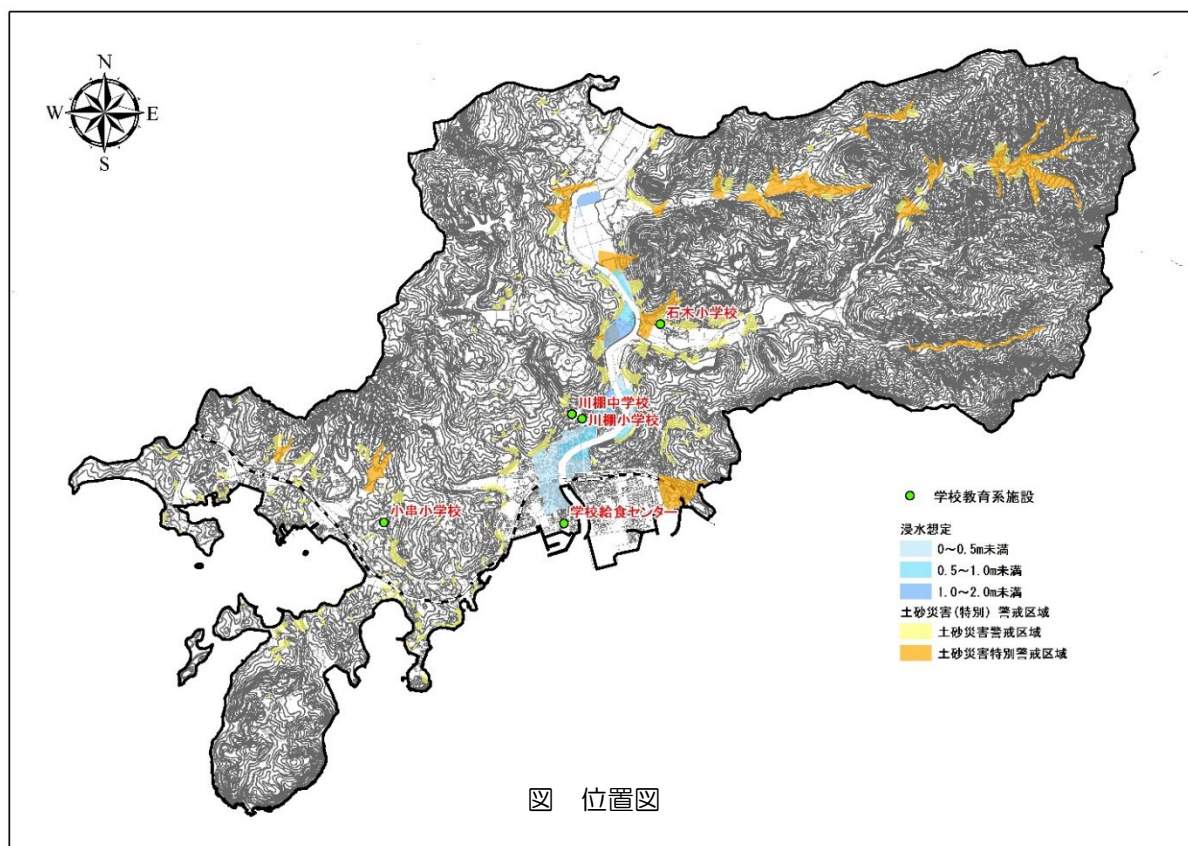
番号	施設名	棟数	総延床面 (㎡)	代表棟構造	代表 建築年度	備考
1	川棚小学校	7	5,406	RC造	1970	
2	石木小学校	8	4,124	RC造	1975	
3	小串小学校	13	4,348	RC造	1974	
4	川棚中学校	11	7,767	RC造	1978	
5	学校給食センター	1	850	S+RC造	1969	

### 【基本的な方針】

策定した学校施設等長寿命化計画に沿って継続活用する学校施設等を対象に、長寿命化対策を行うことを計画の基本とします。

実施計画の策定にあたっては、学校施設等長寿命化計画で設定した優先順位設定を基本に、過去の大規模改修履歴や耐震改修履歴、統合計画、建物の長寿命化に大きく影響する「屋根屋上」「外壁」の劣化状況評価を確認しながら検討を進めます。

また、コンクリート強度の調査などで長寿命化の可否を検討し、必要に応じて建替え、統廃合も視野にいれて管理を進めます。



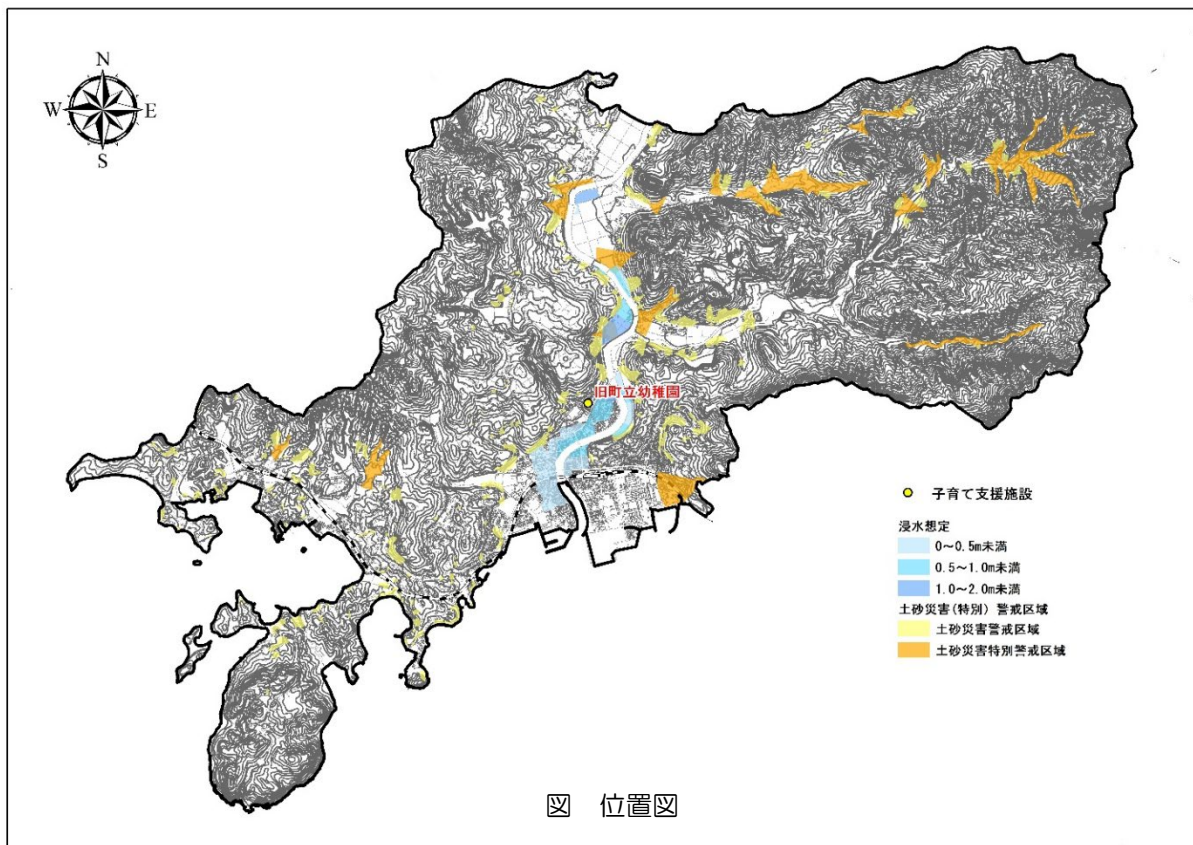


## 6. 子育て支援施設

番号	施設名	棟数	総延床面 (㎡)	代表棟構造	代表 建築年度	備考
1	旧町立幼稚園	3	517	RC造	1977	

### 【基本的な方針】

築40年を超える旧耐震建築物です。建替えや大規模改修は行わずに、施設の安全性を確認しながら、維持管理をおこなっていきます。

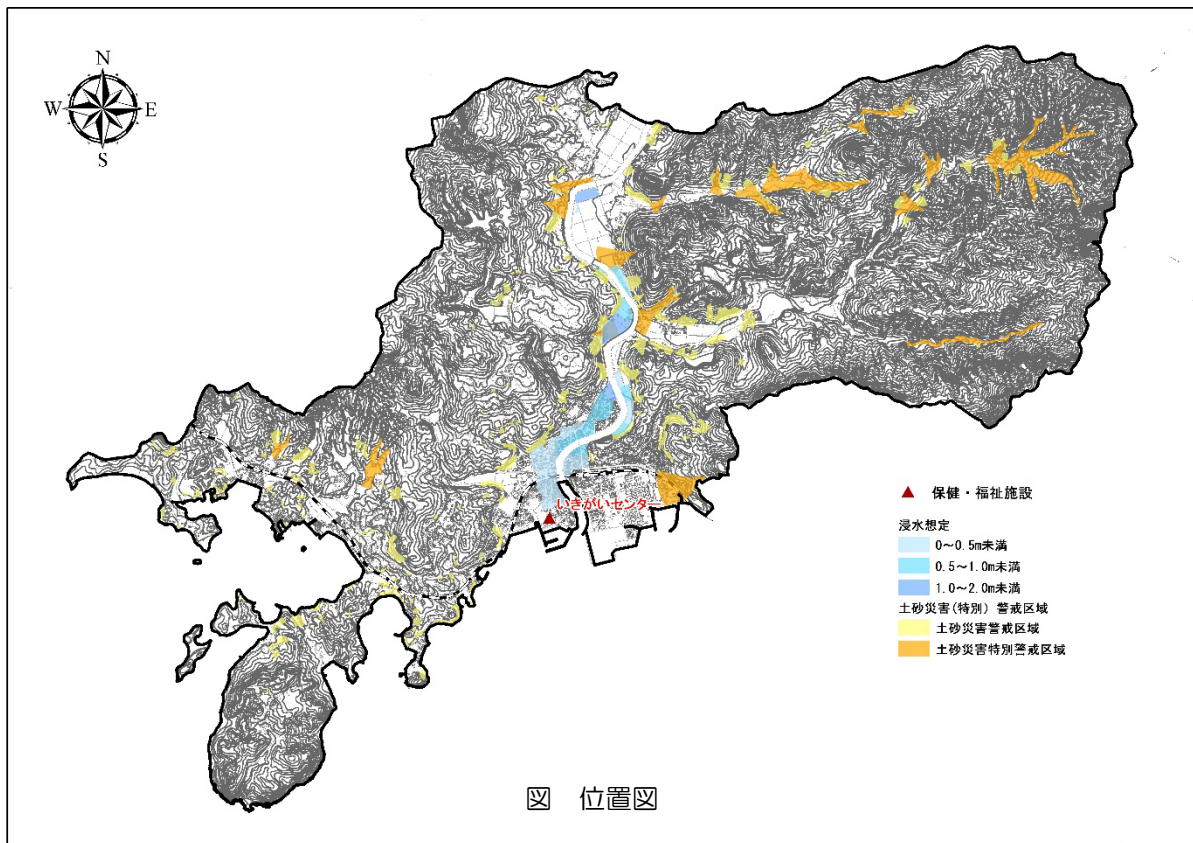


## 7. 保健・福祉施設

番号	施設名	棟数	総延床面 (㎡)	代表棟構造	代表 建築年度	備考
1	いきがいセンター	1	1,554	RC造	1990	

### 【基本的な方針】

築 30 年を超えた、新耐震基準の建築物です。予防保全型管理に努め、適正な維持管理の下、建物の長期利用を図ります。



## 8. 行政系施設

番号	施設名	棟数	総延床面 (㎡)	代表棟構造	代表 建築年度	備考
1	川棚町役場	3	4,429	RC 造	2021	別館への増築
2	川棚町役場第二別館	1	775	RC 造	1965	
3	消防詰所第 1 分団 (百津)	1	132	S 造	2002	
4	消防詰所第 2 分団 (石木)	1	138	S 造	2003	
5	消防詰所第 2 分団 (川原)	1	30	W 造	1986	
6	消防詰所第 2 分団 (木場)	1	38	S 造	2004	
7	消防詰所第 3 分団 (中山)	1	63	W 造	2008	
8	消防詰所第 3 分団 (猪乗)	1	28	W 造	1990	
9	消防詰所第 4 分団 (平島)	1	94	S 造	1999	
10	消防詰所第 5 分団 (中組)	1	119	S 造	2001	
11	消防詰所第 6 分団 (白石)	1	89	S 造	2003	
12	消防詰所第 6 分団 (三越)	1	28	W 造	1995	
13	消防詰所第 7 分団 (東小串)	1	97	S 造	2003	
14	消防詰所第 7 分団 (惣津)	1	80	S 造	2000	
15	水防倉庫	1	22	W 造	1987	

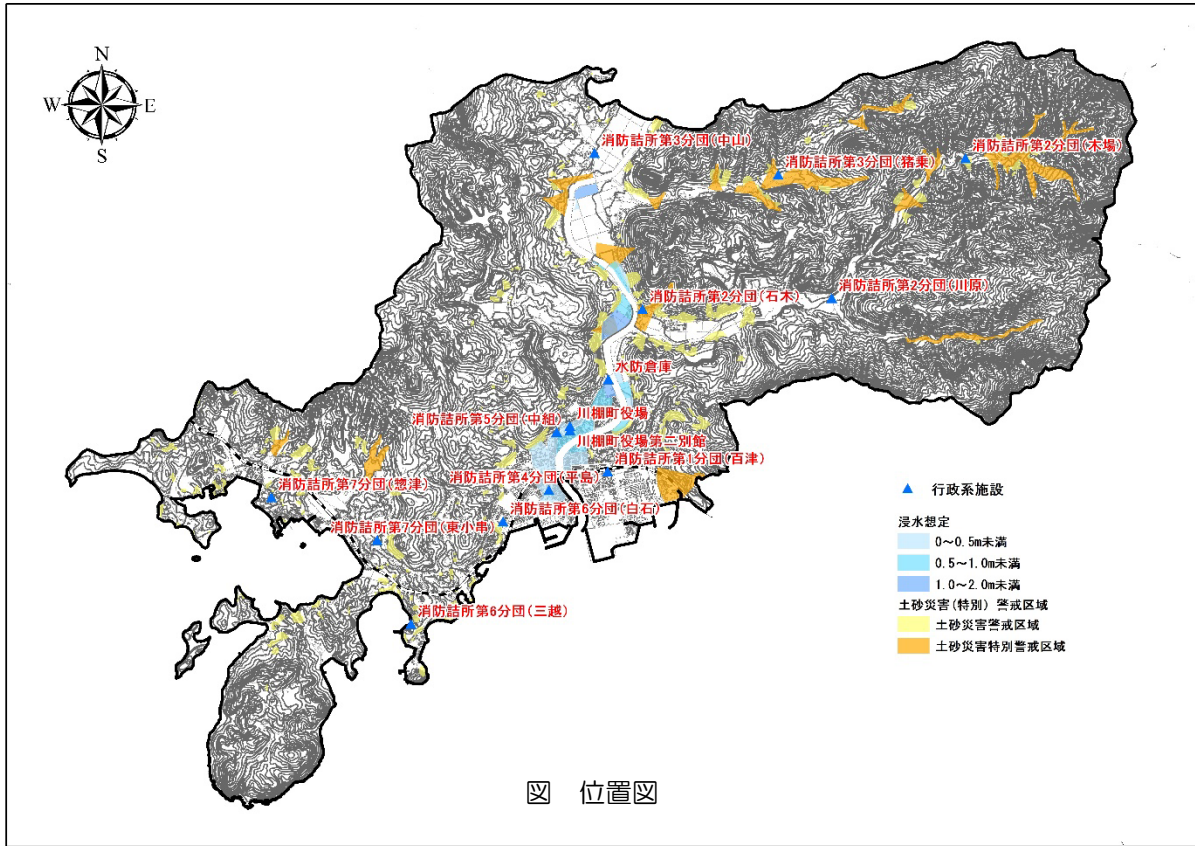
### 【基本的な方針】

本庁舎は別館に増築する形で、整備されています。

第二別館は、築 50 年以上の旧耐震設計の建築物です。外壁塗装の劣化、ひび割れ等がみられ、雨漏りが所々に発生しています。庁舎については、良好な行政サービスの提供、来庁者の安全確保等の機能保全に努めながら、適正な維持管理を図ります。

消防詰所については、町の防災拠点のひとつとして、機能維持を図ります。

水防倉庫等については、機能維持のための修繕を行い、継続使用します。

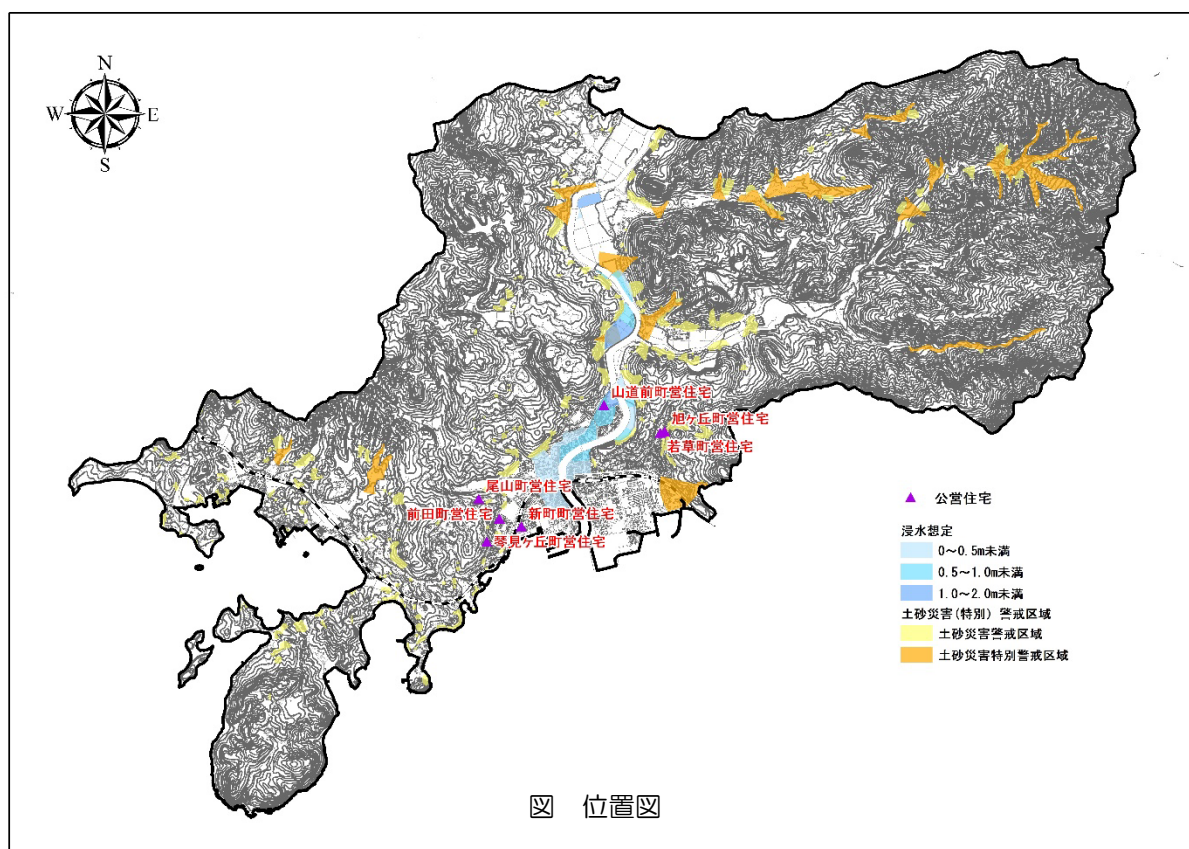


## 9. 公営住宅

番号	施設名	棟数	総延床面 (㎡)	代表棟構造	代表 建築年度	備考
1	尾山町営住宅	25	9,062	RC造	2000	
2	琴見ヶ丘町営住宅	8	12,408	RC造	1972	
3	旭ヶ丘町営住宅	3	629	RC造	1975	
4	若草町営住宅	2	552	RC造	1976	
5	山道前町営住宅	2	725	RC造	1978	
6	新町町営住宅	26	12,760	RC造	1996	
7	前田町営住宅	1	1,503	RC造	2004	

### 【基本的な方針】

点検、修繕、データ管理により、長寿命化に資する日常的な維持管理及び長期修繕等を行った上で、安全性、居住性、省エネルギー性が低い住宅等に対しては、安全性の確保、居住性の向上、省エネルギー対応、福祉対応、躯体の長寿命化等を図るため、改善事業を実施し、住宅性能の向上を図る必要があります。予防保全的な維持管理・計画修繕等と改善事業の実施により公営住宅等ストックの長寿命化を図り、建替事業を基本とする短いサイクルでの更新を改めて、ライフサイクルコストの縮減に努めます。



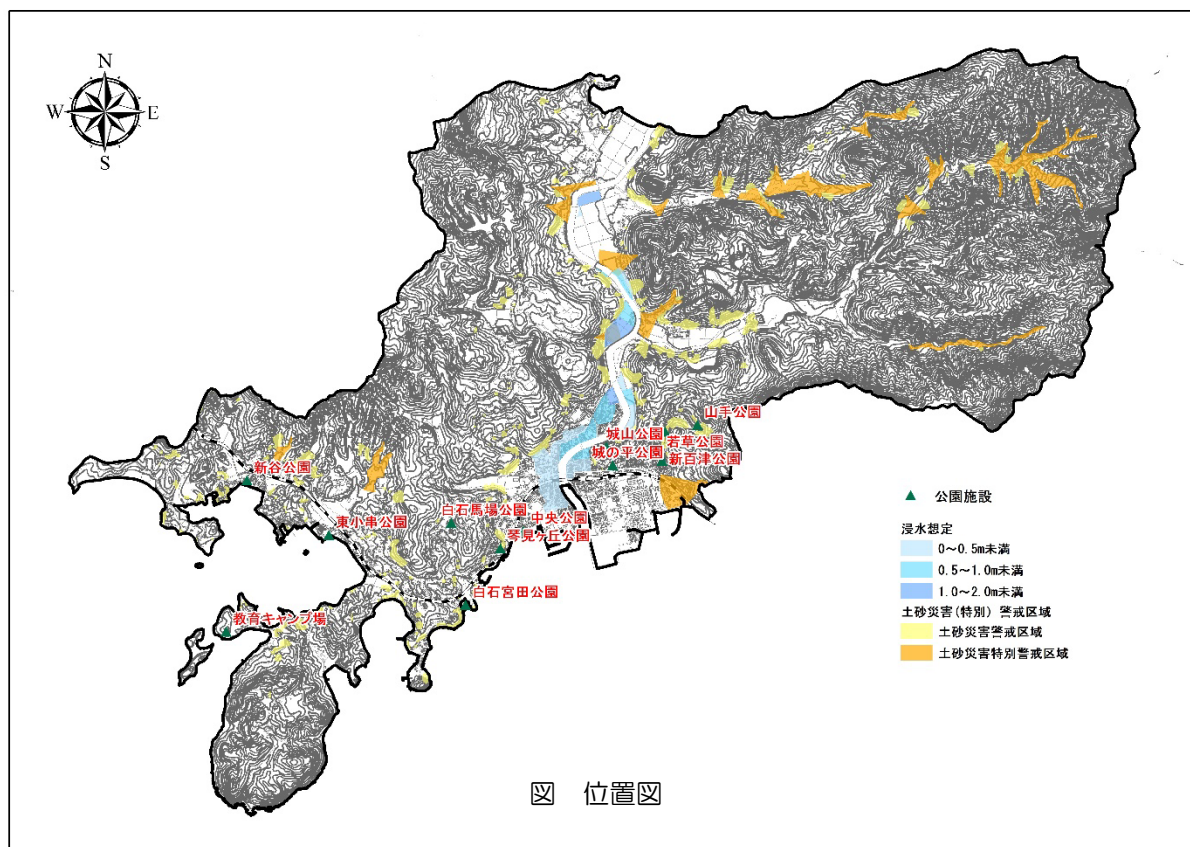
## 10.公園施設

番号	施設名	棟数	総延床面 (㎡)	代表棟構造	代表 建築年度	備考
1	城山公園	1	24	RC造	1961	
2	公衆便所（教育キャンプ場）	1	19	RC造	1994	
3	中央公園	1	413	S+RC造	1994	
4	城の平公園	6	6	RC造	1996	
5	新百津公園	1	4	RC造	1989	
6	若草公園	1	4	RC造	1989	
7	琴見ヶ丘公園	1	4	RC造	1981	
8	山手公園	1	4	RC造	1989	
9	新谷公園	1	10	RC造	1995	
10	白石馬場公園	1	5	RC造	2000	
11	東小串公園	1	22	RC造	2000	
12	白石宮田公園	1	10	RC造	2004	
13	旭ヶ丘児童遊園	1	4	RC造	1972	

※ここでは建物のある公園のみが対象とします。

### 【基本的な方針】

中央公園の管理棟以外は、基本トイレなどの小規模の建築物です。城山公園のトイレは築60年を超えています。大規模改修は行わずに、安全性を確保ながら維持管理を行っていきます。



## 11.その他

番号	施設名	棟数	総延床面 (㎡)	代表棟構造	代表 建築年度	備考
1	旧学校給食センター	1	293	RC造	1970	
2	三越広場トイレ	1	4	RC造	1992	
3	簡易トイレ(虚空蔵山岩屋登り口)	1	6	RC造	1993	
4	東部地区コミュニティセンター	1	165	S造	2003	
5	三越倉庫(旧三越消防詰所)	2	21	W造	1974	
6	小串郷駅舎	1	52	CB	1984	
7	川棚駅前広場	1	20	RC造	2002	
8	旭ヶ丘広場	1	4	RC造	1989	
9	ログハウス調簡易トイレ	1	18	W造	1999	虚空蔵山木 場登り口

### 【基本的な方針】

旧学校給食センターや三越倉庫(旧三越消防詰所)は築50年前後の、旧耐震設計の建築物です。大規模改修は行わずに、安全性を確認した上で、機能維持保全を行いながら、維持管理を行います。その他の施設も大規模改修は行わずに、安全性を確認した上で、機能維持保全を行いながら、維持管理を行います。

東部地区コミュニティセンターは、安全性を確認し、機能維持保全を行いながら、更新・除却等の検討を行います。

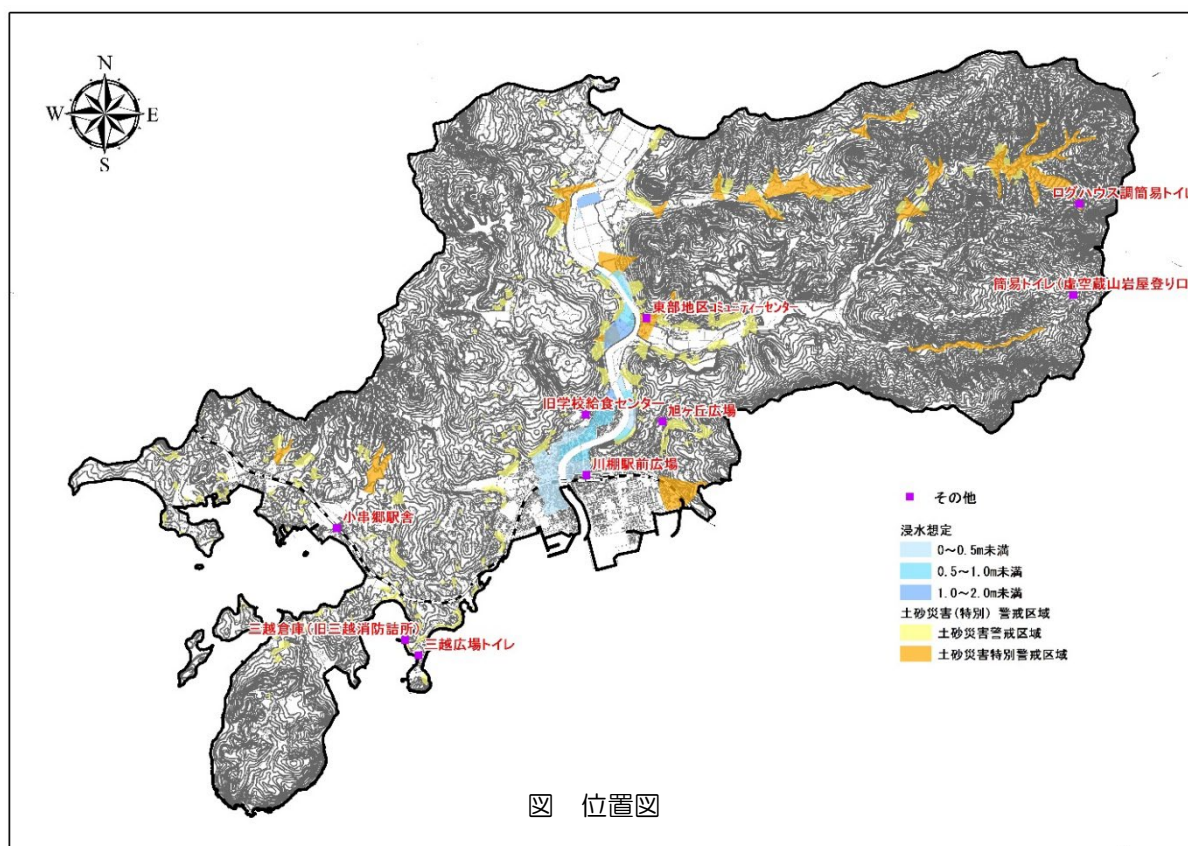


図 位置図

## § 2. 公共施設(インフラ系施設)

インフラ系施設、各施設の課題と基本的な方針を以下に示します。基本的な方針には品質とコストについて記述するものとします。

### (1) 道路

現状及び課題等	基本的な方針
<p>◆ 損傷が発生してから対応する「事後保全型管理(対症療法的な管理)」の状況です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図ります。</li> <li>➤ 舗装修繕計画を策定し、その内容に沿った計画的な維持管理を行います。</li> </ul> <p>【品質方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主要な道路及び道路付属施設等については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づいて、5年毎に定期的な点検を実施します。</li> <li>➤ 主要道路以外の生活道路については、日常のパトロールにより点検を実施します。</li> </ul> <p>【コスト方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 舗装修繕計画において、維持管理の優先順位を定め、財政状況を見極めながら「予防保全型管理」を行うことで、維持管理コストの平準化や低減を目指します。</li> </ul>

### (2) 橋梁

現状及び課題等	基本的な方針
<p>◆ 「橋梁長寿命化修繕計画」が策定されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」を徹底します。</li> <li>➤ 橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的な維持管理を行います。橋梁長寿命化修繕計画については、適宜見直しを行い、PDCA サイクルを循環していくものとします。</li> </ul> <p>【品質方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 橋梁長寿命化修繕計画に示す5年毎の定期点検に加え、日常的なパトロール点検、通行者からの異常の報告により、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握します。</li> <li>➤ 日常的な維持管理においては、安全で円滑な交通の確保、第三者被害の防止を図るとともに損傷要因の早期除去を目的として、清掃、維持管理作業をこまめに行い、軽微な損傷に対して応急的な対策を行います。</li> </ul> <p>【コスト方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋梁の寿命を100年以上供用することを目標とし、修繕及び架替えに要するコストの縮減を目指します。</li> </ul>



### (3) 上水道

現状及び課題等	基本的な方針
◆ 水道ビジョンが策定されています。	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 生活に必須なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底します。</li><li>➤ 水道ビジョンに基づいて、施設や管路の計画的な管理を行います。</li></ul> <p>【品質方針】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 段階的に耐震管への更新を行い、地震被災時の上水道の機能を確保します。</li><li>➤ 老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行います。</li></ul> <p>【コスト方針】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 効率的な維持管理を推進することにより、維持管理費用の縮減・平準化を図ります。</li></ul>

### (4) 下水道

現状及び課題等	基本的な方針
◆ 損傷が発生してから対応する「事後保全型管理(対症療法的な管理)」の状況です。	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 生活に必須なインフラ施設として、汚水処理機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検修繕を行う「予防保全型管理」を徹底します。</li></ul> <p>【品質方針】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 管路、マンホールの耐震化を段階的に行い、地震被災時に下水道の機能を確保します。</li></ul> <p>【コスト方針】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行います。</li></ul>

## 第6章 全庁的な取り組み体制の構築

### § 1. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方

施設を横断的に管理し、効率的な維持管理を進めるため、全庁的な取組体制を構築します。統括は企画財政課が行い、総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進します。なお、各公共施設等の維持管理（営繕補修も含む。）や運営（施設サービス等）については、各施設の所管部署が個別に実施します。

また、本計画を着実に進めていくため、定期的に計画の評価、見直しを行うとともに、以下の内容についても取り組むこととします。

### § 2. 財政との連携及び地方公会計の活用

効果的、効率的なマネジメントを実施していくために、財政部局との連携を図ります。維持管理に必要な情報は各施設の所管課に分散して存在しており、それぞれが把握するデータ項目・データの捉え方や更新頻度の違いもあわせて、現状のままでは、管理が不十分となったり、事務や予算執行の効率性は低いままに留まったりするといった問題が起きやすい状況です。

町では、財政の効率化・適正化や財務情報の開示のために、統一的な基準による地方公会計の整備をおこなっています。

公会計との連動として、公会計制度の導入にあわせて、資産額や減価償却費等を含めたコスト構造の見える化（可視化）を図るため、固定資産台帳、施設別・事業別財務諸表との連動を進め、公共施設等の効果的な維持管理を推進します。

### § 3. PDCA サイクルの推進等にかかる方針

今後、本計画は、個別の施設類型ごとに策定された長寿命化計画などの個別施設計画に基づくフォローアップを実施し、適宜の見直しと内容の充実を図っていくものとします。また、社会環境の大きな変化などによって本計画の見直しが必要な場合には適宜フォローアップを行うものとします。

本計画について、見直しを実施した場合は、ホームページなどで公表し、町民への説明が必要な場合は必要に応じて説明を行います。また、今後の財政状況や社会環境の変化があった場合にも同様に計画の見直しを行うものとします。

### § 4. PDCA のマネジメントサイクルに基づいた計画の見直し

町総合管理計画の定期的な検証と見直しにあたっては、計画の策定（Plan）、アセットマネジメントの取組みの実施（Do）、実施結果の検証（Check）、計画の見直し（Action）といった、PDCA のマネジメントサイクルにもとづいて実施し、次期計画期間に更新時期を迎える公共施設の複合化等についてもあわせて検討をおこなってきました。

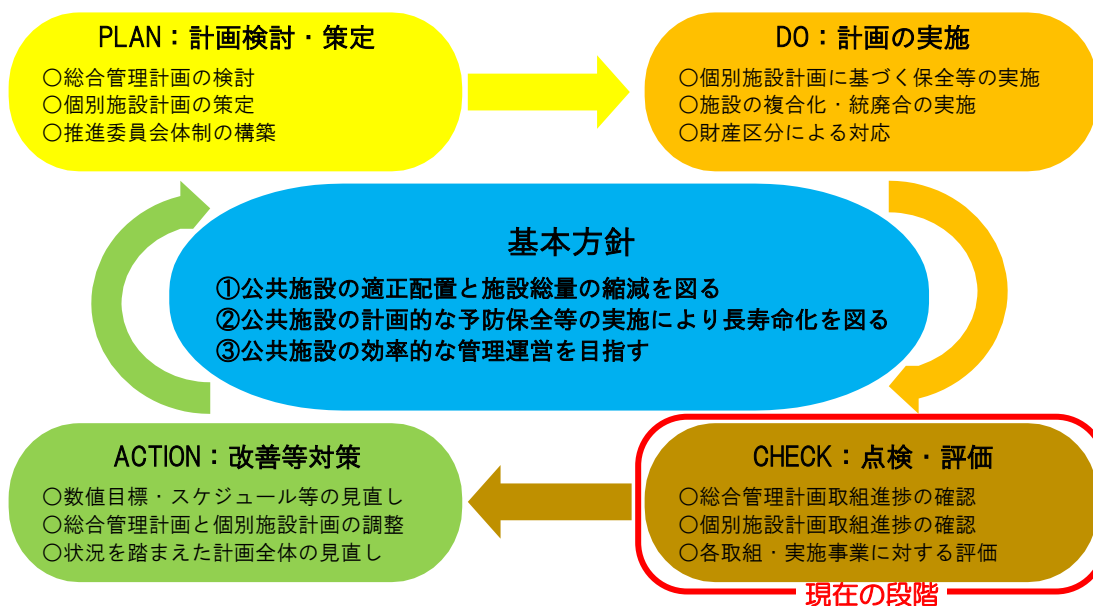


図 総合管理計画の推進に向けた体制及びCAPDサイクルイメージ

本計画は、実施結果の検証（Check）が重要で、本計画の進捗状況の評価や施設老朽化度の判定等、取組みにより目標とする成果が現れているかといった視点での検証をおこないます。

そのためにPDCAのマネジメントサイクルをCAPDとしての実行が必要となります。

CAPDサイクルへの移行	内容
実施結果の検証（Check）	成果を確認し、課題把握ができていないか確認する。
計画の見直し（Action）	不具合・不都合があれば、改善策の検討を実施する。
計画の策定（Plan）	さらなる改善計画策定を検討し、再整備の与条件等を明確にする。
アセットマネジメントの取組み（Do）	マネジメントを実施する。